

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月28日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興FWS・日本株クオリティ 日興FWS・日本株市場型アクティブ 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし） 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・日本債アクティブ 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・Jリートアクティブ 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】

日興FWS・日本株クオリティ
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・日本株市場型アクティブ
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・日本債アクティブ
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・Jリートアクティブ
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
2兆5,000億円を上限とします。
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
2兆5,000億円を上限とします。
該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日興FWS・日本株クオリティ
 日興FWS・日本株市場型アクティブ
 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・日本債アクティブ
 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・Jリートアクティブ
 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

以下、上記ファンドを総称して、「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日興FWS・日本株クオリティ	：日本株クオリティ
日興FWS・日本株市場型アクティブ	：日本株市場型アクティブ
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	：先進国株クオリティヘッジ有
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	：先進国株クオリティヘッジ無
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	：先進国株市場型アクティブヘッジ有
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	：先進国株市場型アクティブヘッジ無
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	：新興国株アクティブヘッジ有
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	：新興国株アクティブヘッジ無
日興FWS・日本債アクティブ	：日本債アクティブ
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	：先進国債アクティブヘッジ有
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	：先進国債アクティブヘッジ無
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	：新興国債アクティブヘッジ有
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	：新興国債アクティブヘッジ無
日興FWS・Jリートアクティブ	：Jリートアクティブ
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	：Gリートアクティブヘッジ有
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	：Gリートアクティブヘッジ無
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	：ヘッジファンドマルチ戦略
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	：ヘッジファンドアクティブ戦略

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関およ

び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド２兆５,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	発行（売出）価格
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Ｊリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Ｇリートアクティブヘッジ有 Ｇリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株クオリティ	ＮＳ日株ク
日本株市場型アクティブ	ＮＳ日株市
先進国株クオリティヘッジ有	ＮＳ先株ク有
先進国株クオリティヘッジ無	ＮＳ先株ク無
先進国株市場型アクティブヘッジ有	ＮＳ先株市有
先進国株市場型アクティブヘッジ無	ＮＳ先株市無
新興国株アクティブヘッジ有	ＮＳ興株ア有
新興国株アクティブヘッジ無	ＮＳ興株ア無

日本債アクティブ	NS日債ア
先進国債アクティブヘッジ有	NS先債ア有
先進国債アクティブヘッジ無	NS先債ア無
新興国債アクティブヘッジ有	NS興債ア有
新興国債アクティブヘッジ無	NS興債ア無
Jリートアクティブ	NSJリア
Gリートアクティブヘッジ有	NSGリア有
Gリートアクティブヘッジ無	NSGリア無
ヘッジファンドマルチ戦略	NSHFマル
ヘッジファンドアクティブ戦略	NSHFアク

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年10月29日から2026年4月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数
--	-------------------------

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	お申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日

先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ユーレックスの休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がユーレックスの休業日 ・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日

※「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Jリートアクティブ」は、お申込不可日はありません。

※お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

	内外	資産複合
--	----	------

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・Ｊリートアクティブ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()

	内外	資産複合
--	----	------

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
	内外	資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド
一般			
公債			

社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興 FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

日興 FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり (※)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回 (毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興 FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

日興 FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		

一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債				
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ()	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり(※)
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債				
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ()	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興ＦＷＳ・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回（隔月）	欧州		
公債	年12回（毎月）	アジア		
社債	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 （ ）	その他	中南米		
不動産投信 （ ）		アフリカ		
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））		中近東（中東）		
資産複合 （ ）		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・日本債アクティブ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回（隔月）	欧州	
公債	年12回（毎月）	アジア	
社債	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券 クレジット属性 （ ）	その他	中南米	
不動産投信 （ ）		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））		中近東（中東）	
資産複合 （ ）		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり(※)
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債				
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ()	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興ＦＷＳ・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債				
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ()	その他	中南米		
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

() 資産配分固定型 資産配分変更型				
---------------------------	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり(※)
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々	中南米		
クレジット属性 ()	その他	中近東(中東)		
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興ＦＷＳ・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々	中南米		
クレジット属性 ()	その他	中近東(中東)		
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

17/343

不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリー ファンド	あり
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々	中南米		
クレジット属性 ()	その他			
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
一般					
大型株	年2回	日本			
中小型株	年4回	北米			条件付運用型
債券			ファミリー ファンド	あり	

一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州			ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
不動産投信	年12回(毎月)	アジア			
その他資産 (投資信託証券)	日々	オセアニア			
資産複合 ()	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ 中近東(中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興 FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			条件付運用型
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり(※)	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 ()
不動産投信		アフリカ 中近東(中東)			
その他資産 (投資信託証券)		エマージング			
資産複合 ()					
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(※) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

＜商品分類表定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）… 「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）… 「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性… 目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2021年８月３日	信託契約締結、設定、運用開始
2022年11月８日	「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）」および「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）」の運用指図に関する権限の一部を委託
2025年10月29日	「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」の運用の基本方針に定める実質組入外貨建資産に対する投資態度を変更 「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」の取得・換金の申込不可日を変更

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先） 「ピムコジャパンリミテッド」

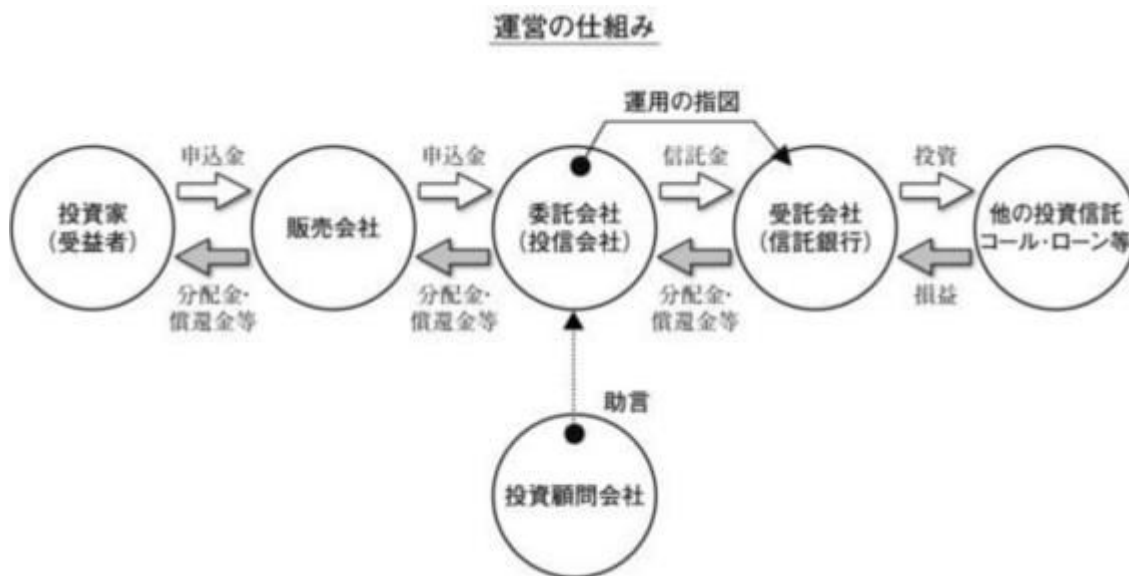
委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

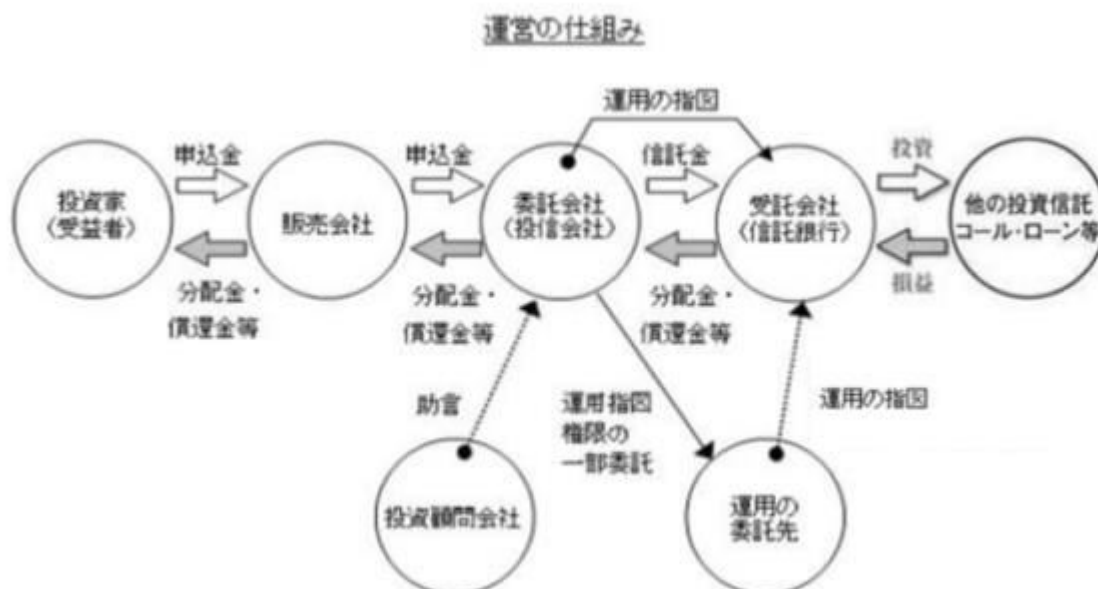
以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社
投資対象とする指定投資信託証券の選定に関する助言等を行います。

- 各ファンド（日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）を除く）



- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年7月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

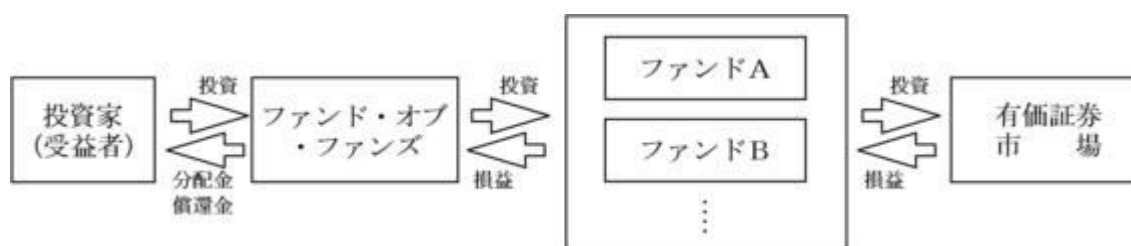
（2025年7月31日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用

を行います。

ロ 投資態度

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

●日興FWS・日本株クオリティ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・日本株市場型アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。

- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとし、ます。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・日本債アクティブ

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、日本の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとし、ます。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとし、ます。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとし、ます。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- （ト）運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
- （チ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ト）運用にあたっては、運用委託契約に基づき運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
- （チ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・Jリートアクティブ

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、日本の不動産投資信託証券[※]を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
※日本の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券[※]を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
※世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

- （ハ）指定投資信託証券の選定については、ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興ＦＷＳ・Ｇリートアクティブ（為替ヘッジなし）

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券[※]を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
※世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興ＦＷＳ・ヘッジファンドマルチ戦略

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- （ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●日興ＦＷＳ・ヘッジファンドアクティブ戦略

- （イ）主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- （ロ）指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指してアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- （ハ）指定投資信託証券の選定については、ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社からの投資助言を受けます。
- （ニ）「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- （ホ）投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- （ヘ）実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

（ト）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

2

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

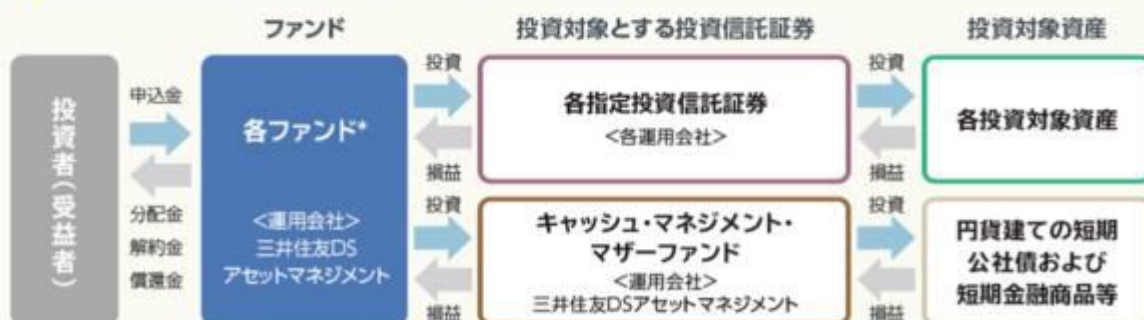
□ 指定投資信託証券の選定については、SMBGグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

※指定投資信託証券および投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*指定投資信託証券の選定について助言を行うSMBGグローバル・インベストメント&コンサルティングは、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社（100%出資）であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。各ファンドのうち、新興国債アクティブヘッジ有および新興国債アクティブヘッジ無は、ピムコジャパンリミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産
日本株クオリティ	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	日本の株式等
日本株市場型アクティブ	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株クオリティヘッジ有	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の株式等
先進国株クオリティヘッジ無	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
先進国株市場型アクティブヘッジ有	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株市場型アクティブヘッジ無	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国株アクティブヘッジ有	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ)(FOFs用)(適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社	新興国の株式等
新興国株アクティブヘッジ無	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし)(FOFs用)(適格機関投資家限定)		
日本債アクティブ	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	日本の公社債等
先進国債アクティブヘッジ有	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の公社債等
先進国債アクティブヘッジ無	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国債アクティブヘッジ有	ピムコバミューダトラストⅡ・ピムコエマージングボンド(エン・ヘッジド)インカムファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)	新興国の公社債等
新興国債アクティブヘッジ無	ピムコバミューダトラストⅡ・ピムコエマージングボンドインカムファンド		
Jリートアクティブ	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	日本のリート等
Gリートアクティブヘッジ有	SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界各国・地域のリート等
Gリートアクティブヘッジ無	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)		
ヘッジファンドマルチ戦略	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	仕組み債(派生商品等)
ヘッジファンドアクティブ戦略*	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社	為替予約取引等
	ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2(JPYヘッジド)	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー	世界各国・地域の株式・債券・通貨・派生商品等

*ヘッジファンドアクティブ戦略は、指定投資信託証券の入替えのため「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2(JPYヘッジド)」を指定投資信託証券に追加し、入替え完了後に「カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)」を指定投資信託証券から削除する予定です。

※各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

各ファンドの運用の基本方針等

- 指定投資信託証券の選定については、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

▶ 国内株式

日本株クオリティ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。

日本株市場型アクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。

▶ 先進国株式

先進国株クオリティヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株クオリティヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

先進国株市場型アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国株市場型アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国株式**新興国株アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

新興国株アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内債券**日本債アクティブ**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。

▶ 先進国債券**先進国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり**

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

先進国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国債券

新興国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- ピムコジャパンリミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

新興国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。
- ピムコジャパンリミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

▶ 国内リート

Jリートアクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。

当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)には、一般社団法人投資信託協会規則に定めるファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在することとなる可能性があります。当該支配的な銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

▶ 外国リート

Gリートアクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

Gリートアクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ その他資産

ヘッジファンドマルチ戦略・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

ヘッジファンドアクティブ戦略・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益*の獲得を目指してアクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益のことをいいます。また、「絶対に収益を得られる」ということではありません。

為替の影響について

▶ 為替ヘッジあり



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

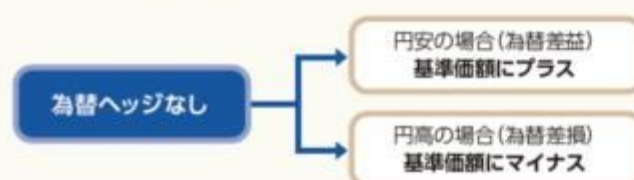
- 外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

※指定投資信託証券によっては、以下の通り、投資資産の通貨とは異なる通貨で為替ヘッジを行うことがあります。

- 一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。この場合、当該通貨間の為替変動の影響を受けます。
- 外貨建資産に対しほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引により、為替ヘッジを行うことがあります。この場合、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

(注)米ドル以外の通貨を利用する場合もあります。

▶ 為替ヘッジなし



- 外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

3. 金銭債権

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

- 日興FWS・日本株クオリティ
- 日興FWS・日本株市場型アクティブ
- 日興FWS・日本債アクティブ
- 日興FWS・Jリートアクティブ

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

各指定投資信託証券は、各委託会社の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加される場合または入替・繰上償還等により除外される場合があります。

以下は、2025年10月29日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

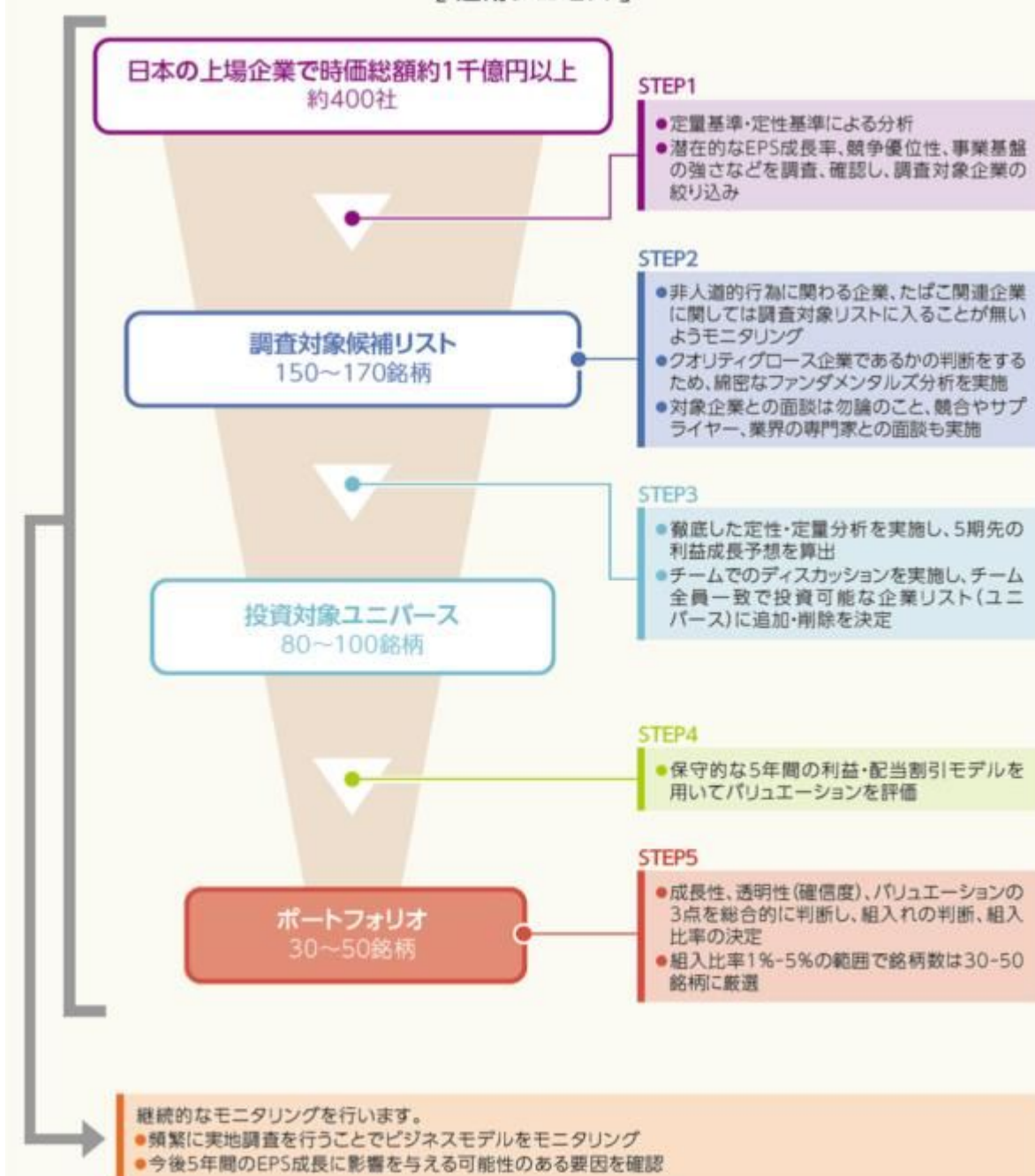
▶ 日本株フオリティ

指定投資信託証券	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●コムジェスト日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて日本株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンド受益証券の運用権限をコムジェスト・エス・エーへ委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して 25億円以下の部分 年0.8558%(税抜き0.778%) 25億円超の部分 年0.7458%(税抜き0.678%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔コムジェスト・グループの概要〕

- コムジェスト・グループは1985年にパリに設立された独立系の資産運用会社です。
- コムジェスト・グループの運用における最大の特徴は、“質の高い成長企業”に長期的な投資をすることです。
- 現在、パリ、ダブリン、香港、東京、シンガポールなどに拠点を有し、世界中の長期投資家にサービスを提供しています。なお、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社およびコムジェスト・エス・エーは、コムジェスト・グループ傘下の運用会社になります。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)コムジェスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

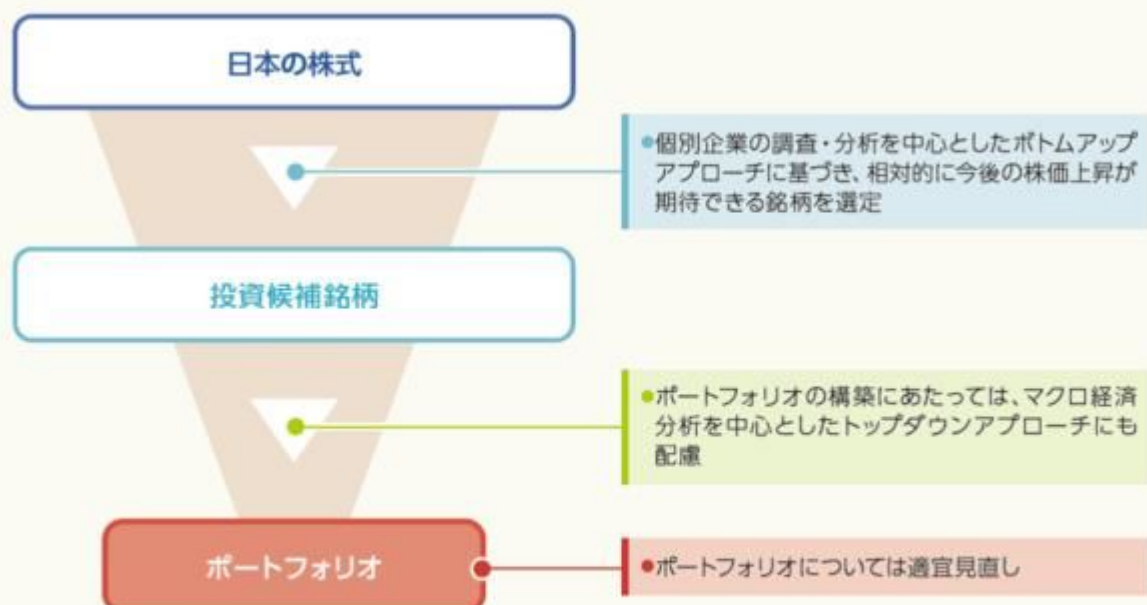
▶ 日本株市場型アクティブ

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	日本株式アクティブコア (High α Type) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 野村アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村證券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国株クオリティヘッジ有

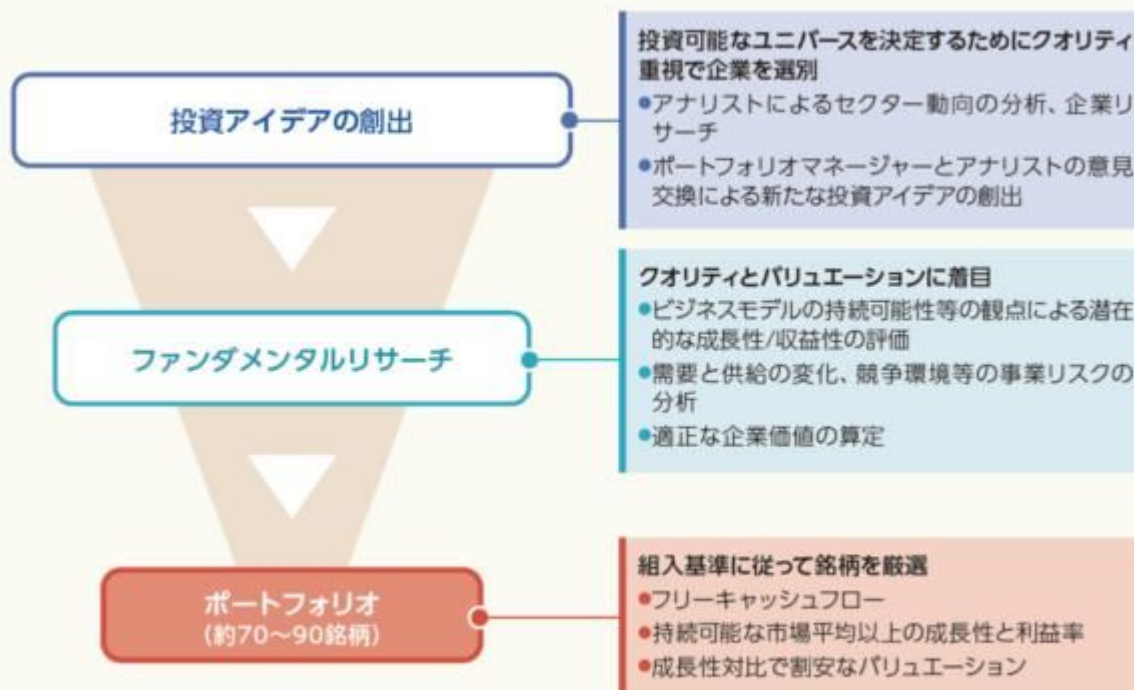
▶ 先進国株クオリティヘッジ無

指定投資信託証券	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	(共通) ●MFSグローバル・クオリティ・グロース株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、日本および新興国を含む世界の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ●マザーファンド受益証券では、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンド受益証券の運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図にかかる権限を除きます。)に関する権限を委託します。 (為替ヘッジあり) ●実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。なお、一部の通貨については、他の通貨を用いて対円での為替ヘッジを行う場合があります。 ●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーに実質組入外貨建資産の為替ヘッジ取引の指図に関する権限を委託します。 (為替ヘッジなし) ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜き0.47%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(以下「MFS」)の概要〕

- 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運用会社です。
- 創業以来アクティブ運用に特化しています。個別企業のファンダメンタルズを重視し、長期的な価値の創出が期待できるような銘柄に投資を行います。
- MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、MFSの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)MFSインベストメント・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ有

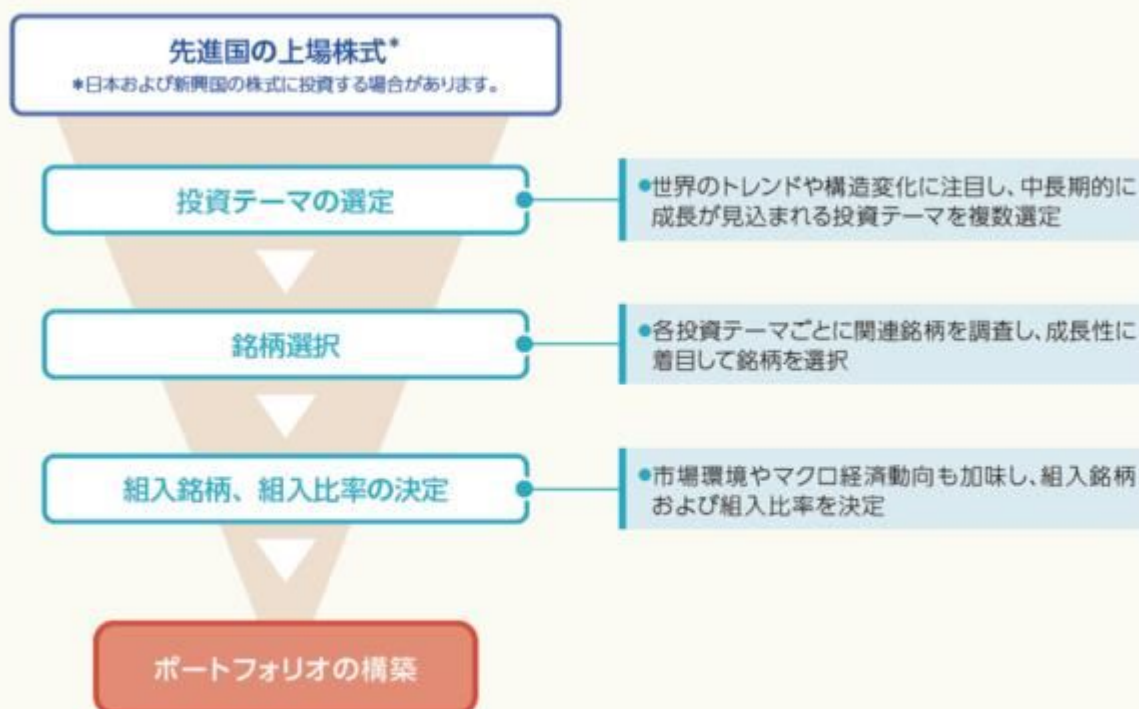
▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	先進国マルチテーマ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ※日本および新興国の株式に投資する場合があります。 (為替ヘッジあり) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。 (為替ヘッジなし) ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信 託 報 酬 等	純資産総額に対して年0.66%(税抜き0.60%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委 託 会 社	野村アセットマネジメント株式会社
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 野村アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 新興国株アクティブヘッジ有

▶ 新興国株アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ) (FOFs用) (適格機関投資家限定) Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし) (FOFs用) (適格機関投資家限定)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	(共通) ●エマージング・ハイクオリティ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、新興国の企業(新興国以外で法人登録されている企業を含みます。)の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。 ●オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を委託します。 (限定為替ヘッジ) 原則として米ドル売り／円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの一部低減を目指します。 (為替ヘッジなし) 原則として為替ヘッジは行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.935%(税抜き0.85%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
投資顧問会社	オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔アセットマネジメントOne株式会社の概要〕

- アセットマネジメントOne株式会社は、2016年10月に発足した資産運用会社で、「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域を持ち、預かり残高はアジア有数の規模を誇ります。
- 世界有数の機関投資家のニーズに応える質の高い運用サービスを個人投資家にも提供しており、グローバル調査体制に支えられたアクティブ運用、経験豊富なチームを要するインデックス運用、金融工学を駆使したクオンツ運用は格付機関等から高評価を得ています。
- 社会の持続可能性に貢献するため、環境問題・社会・ガバナンスの観点から考慮した責任投資に特化したチームを擁し、積極的に取り組んでいます。

〔オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーの概要〕

- マザーファンドの運用再委託先であるオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーは、米国の独立系資産運用会社で、米国ノースカロライナ州シャーロットを主な拠点としています。
- 同社は、エマージング株式投資において豊富な経験を有しております。

〔運用プロセス〕

STEP1

クオリティ・プール
(約300銘柄)

- 投資ユニバース(流動性基準を満たす2,000~2,500銘柄)から、【クオリティ基準】を満たすクオリティ・プールを構築します。
- クオリティ・プール内の銘柄は、高い収益率を長期的に維持できる条件を備えた各分野のリーダー的企業という観点から選定します。
- 新規銘柄の発掘にあたっては、アナリストは、定量および定性スクリーニング、企業とのディスカッション、有益な外部情報源、出張による現地訪問やカンファレンスなどの手段を活用し投資アイデアを創出します。

STEP2

ファンダメンタル
分析

- 企業の競争的地位、成長見通し、財務内容・業績、経営陣の質などに着目し、ファンダメンタル評価を行います。
- 割引キャッシュフロー分析による継続企業としての価値の測定、事業ごとの価値を合計するサム・オブ・ザ・パーツ法による保有資産の売却価値の測定を通じて、企業の本質的価値の分析を行います。
- 長期的・構造的な成長要因を持ちながらもその成長性が過小評価されている銘柄や、一時的な問題に直面しているまたは投資家の関心を失っているものの回復が期待できる企業を選別します。

STEP3

ポートフォリオ構築
(70~110銘柄程度)

- 企業の本質的価値に対し、株価が十分に割安と判断される銘柄を選定し、確信度に応じて組入比率を調整します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、リサーチの過程におけるアナリストとの対話や、アナリスト推奨の確信度および相対的な投資妙味、ポートフォリオ全体の地域・セクター配分を含むリスク特性、その時点での市場・経済環境などを総合的に勘案します。
- 個別銘柄、セクター別配分、国別配分のウェイト制限等により、ポートフォリオのリスク管理を実施します。

STEP4

モニタリング・
売却判断

- 以下により、首尾一貫したモニタリングおよびリスク管理を徹底しています。
- ①内部モニタリング:各保有銘柄のファンダメンタルズ変化および価格の変動のモニタリング
- ②外部モニタリング:競合他社の動向や経済・業界の状況などの経営環境についてモニタリング
- ③個別銘柄、投資国、セクターレベルでのアクティブ・リスク・エクスポージャーのモニタリングおよび検証
- ④意図しないリスク・エクスポージャーに対する警戒
- 保有銘柄の一部または全部売却においては、投資目的の達成、ファンダメンタルズあるいは価格の重大な変化、マクロ経済環境の重大な変化、投資分析における誤りの発覚などが判断材料となります。

※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アセットマネジメントOne株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶日本債アクティブ

指定投資信託証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用) (適格機関投資家専用)							
形 態	国内籍投資信託							
運用の基本方針	●明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分散投資を行うとともに、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引(国債店頭オプション取引)等を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。* ●NOMURA-BPI (総合) をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。 ●信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。 ※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。							
信 託 報 酬 等	各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日に属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は各計算期間ごとに見直されます。 <table><tr><th>新発10年固定利付国債の利回り(終値)</th><th>信託報酬率</th></tr><tr><td>1%未満</td><td>年0.176%(税抜き0.16%)</td></tr><tr><td>1%以上</td><td>年0.264%(税抜き0.24%)</td></tr></table> ※上記のほか、その他の費用がかかります。		新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率	1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)	1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)
新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率							
1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)							
1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)							
信託財産留保額	ありません。							
委 託 会 社	明治安田アセットマネジメント株式会社							
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。							

*2025年10月1日付で、当該指定投資信託証券において、運用の効率化や金利変動に対する対応力の強化を図るため、デリバティブ取引を可能とする運用方針の変更が行われました。これに伴い、当該指定投資信託証券に投資する日本債アクティブにおきまして、基準価額の変動要因に派生商品リスクを追加しています。詳細につきましては、後掲の「3 投資リスク」をご覧ください。

〔明治安田アセットマネジメント株式会社の概要〕

- 明治安田アセットマネジメント株式会社は、1986年11月の発足以来、明治安田生命グループの中核の資産運用会社として、年金基金・機関投資家から個人投資家まで幅広い運用サービスを提供しています。
- 高品質の資産運用サービスのご提供を目指し、運用力・営業サービス力・商品開発力を強化し、投資家のニーズにあった運用商品のご提供、わかりやすい情報開示、きめ細かなサポート体制の充実に努めます。
- 投資家に最も信頼され、満足いただける資産運用会社を目指すとともに、インベストメント・チェーンの一員として持続可能な社会の形成に貢献します。

〔運用プロセス〕

マクロ経済分析

ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析

以下の3つの観点から、各戦略を策定・構築

デュレーション戦略

経済指標、ファンダメンタルズ、株式・為替等の市場環境の定性分析プラス定量分析で戦略を決定

イールドカーブ戦略

自社開発モデルによる定量分析結果に定性判断を加えて戦略を決定

種別・個別銘柄戦略

クレジット・アナリストの企業・銘柄評価、クレジット市場の環境評価を基に戦略を決定

戦略ミーティング（全体の戦略決定）

ポートフォリオ構築（リスクコントロール）

戦略ミーティングで各戦略を議論・決定し、ポートフォリオ全体としてのリスクコントロールを行ったうえでポートフォリオを構築

※上記の運用プロセスは2025年10月現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)明治安田アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 先進国債アクティブヘッジ有

▶ 先進国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● GIM先進国債券マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じ、先進国の債券を主要投資対象とし、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 ● マザーファンド受益証券の運用と(為替ヘッジあり)の為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。また、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、マザーファンド受益証券に適用される証拠金規則に基づく担保に関する運用および管理業務をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに更に委託します。 ● マザーファンド受益証券は、保有する債券について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替アクティブポジションを構築し、為替運用からの収益の獲得も目指します。 (為替ヘッジあり) 実質的に保有する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、円高リスクの抑制を図りつつ、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。 (為替ヘッジなし) 実質的に保有する外貨建資産について、為替ヘッジは行いません。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.4609%(税抜き0.419%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (マザーファンド受益証券に適用される証拠金規則に基づく担保に関する運用および管理業務は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要 〕

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント*の日本拠点です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培ってまいりました。

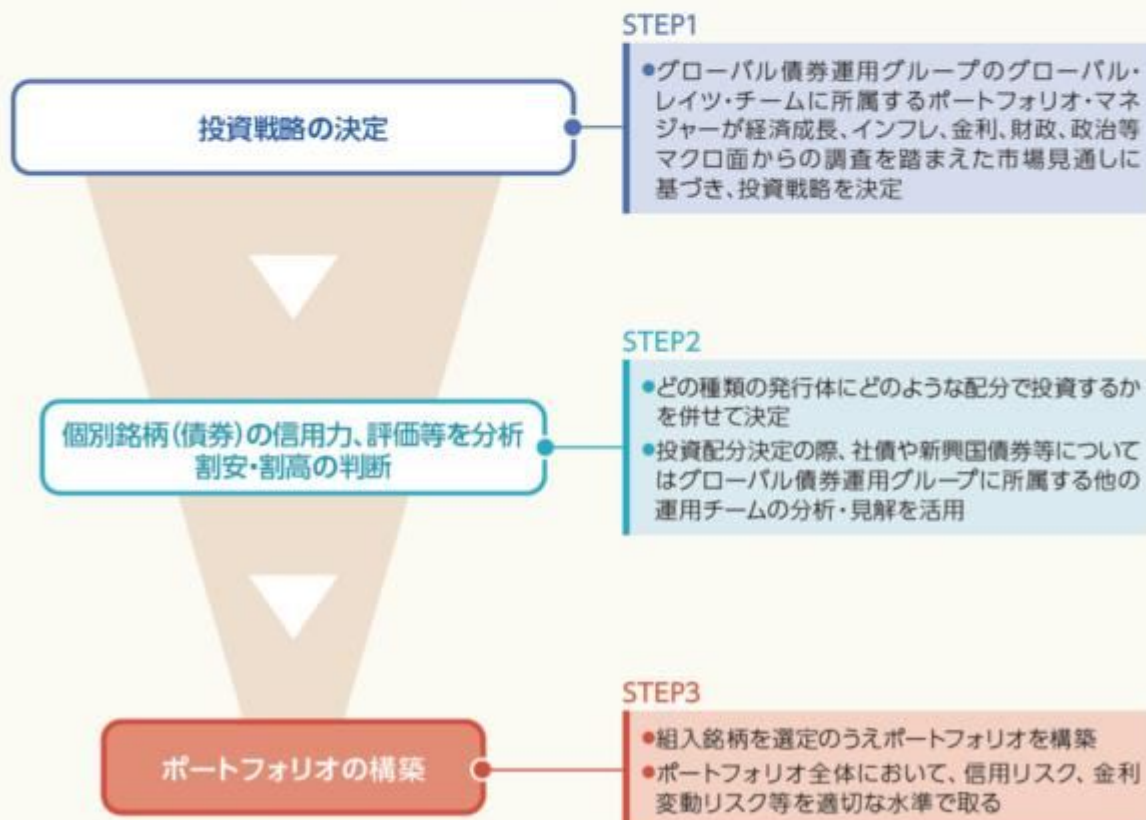
〔 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクの概要 〕

- JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの欧州拠点で、グループの中核を担う資産運用会社です。
- J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの米国（ニューヨーク）拠点で、南北アメリカ地域を中心として資産運用を提供しています。

*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ 新興国債アクティブヘッジ有

▶ 新興国債アクティブヘッジ無

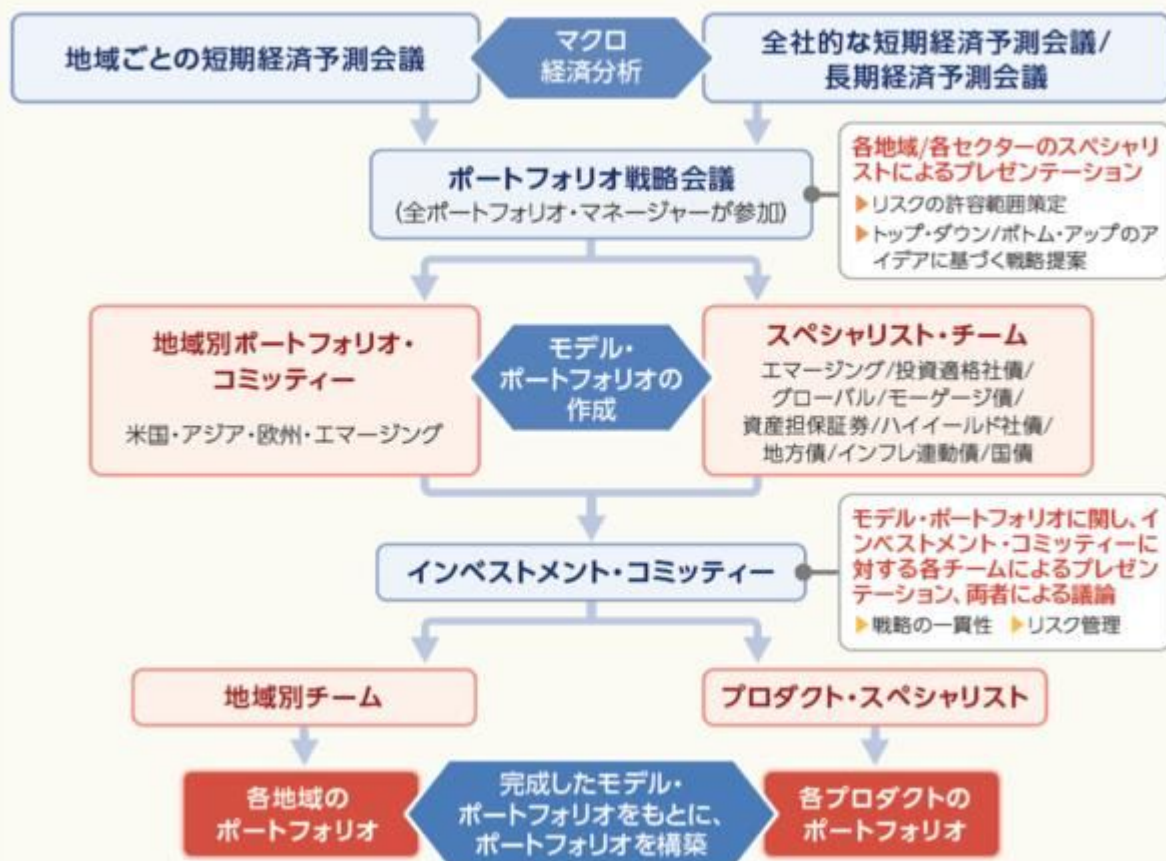
指定投資信託証券	ピムコ パミューダトラストⅡ - ピムコ エマージング ボンド(エン・ヘッジド)インカム ファンド (以下、ヘッジ有) ピムコ パミューダトラストⅡ - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド (以下、ヘッジ無)
形 態	パミューダ籍契約型投資信託(円建て)
運用の基本方針	(共通) ●ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象として、分散投資を行います。 (ヘッジ有) ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ヘッジベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 (ヘッジ無) ●JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)をベンチマークとします。 ●原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
運用管理費用等	運用管理費用はありません。 なお、ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 また、これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)の概要 〕

- PIMCOは、債券専門の運用会社として1971年に設立され、市場の変化に合わせて様々な債券投資戦略を創り出し、世界中の中央銀行、政府系ファンド、年金基金、事業会社、財団、基金、個人のお客様に提供してまいりました。
- 運用規模と専門性の高いリソースを活かし、商品の多様なプラットフォームを構築しています。

〔運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の運用は、エマージング債券運用チームが担当します。



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ピムコジャ/パンリミテッドの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ Jリートアクティブ

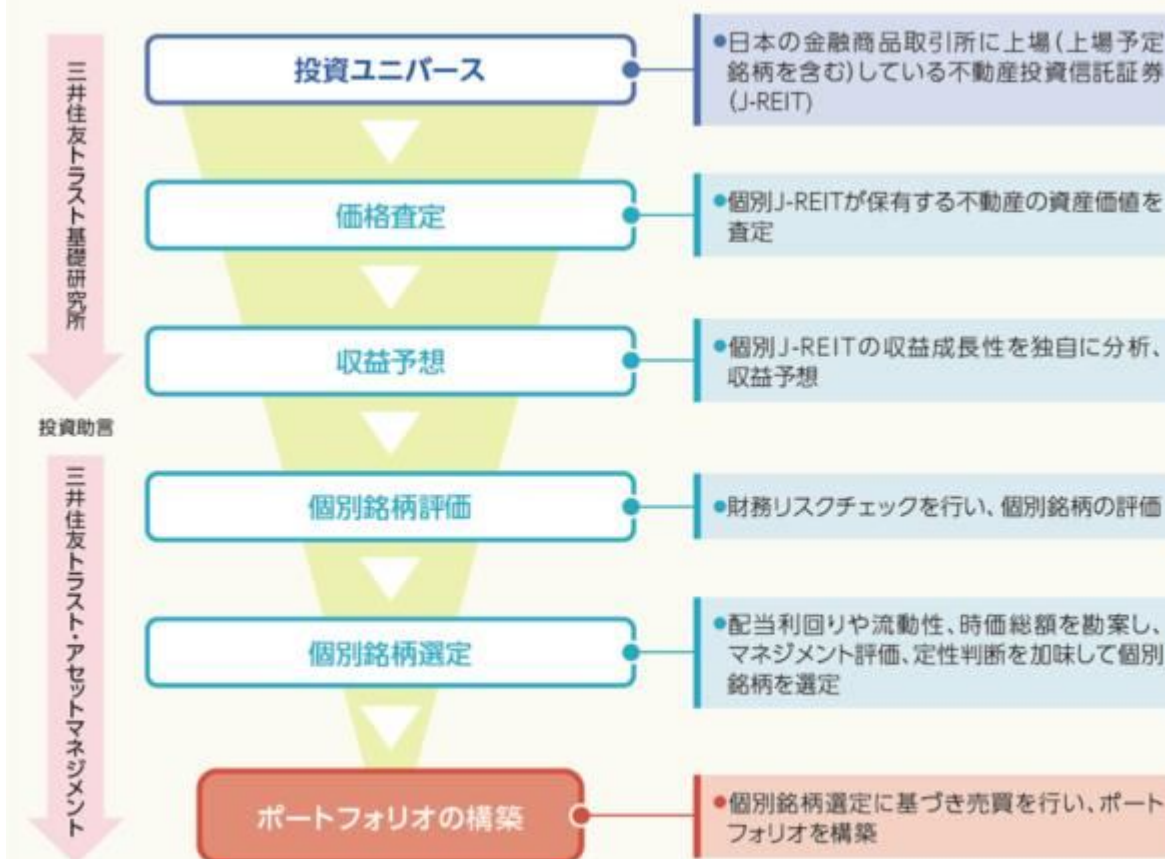
当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	● J-REIT・リサーチ マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の取引所に上場(上場予定ならびに日本の取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。)している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ● J-REITへの投資にあたっては、各銘柄の投資適格性等を考慮したうえで、投資環境調査、各銘柄の保有不動産分析、収益ならびに配当の予想等に基づき、銘柄選択を行います。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

〔 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を統合しました。
- 経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。
- J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである株式会社三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ Gリートアクティブヘッジ有

▶ Gリートアクティブヘッジ無

指定投資信託証券	(Gリートアクティブヘッジ有) SMDAM／プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定) (Gリートアクティブヘッジ無) 大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)						
形態	国内籍投資信託						
運用の基本方針	● 外国リートマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。 ● 運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。 ● マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。 (Gリートアクティブヘッジ有) ● 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。 (Gリートアクティブヘッジ無) ● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。						
信託報酬等	純資産総額に対して <table> <tr> <td>150億円までの部分</td><td>年0.66%(税抜き0.60%)</td></tr> <tr> <td>150億円超500億円までの部分</td><td>年0.605%(税抜き0.55%)</td></tr> <tr> <td>500億円超の部分</td><td>年0.55%(税抜き0.50%)</td></tr> </table> ※上記のほか、その他の費用がかかります。	150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)	150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)	500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)
150億円までの部分	年0.66%(税抜き0.60%)						
150億円超500億円までの部分	年0.605%(税抜き0.55%)						
500億円超の部分	年0.55%(税抜き0.50%)						
信託財産留保額	ありません。						
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社						
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー						
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。						

〔プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの概要〕

- プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- プリンシパル・ファイナンシャル・グループは60年以上*にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

*経験年数にはプリンシパル・ライフ・インシュランス・カンパニーにて不動産運用を開始した時点から現在までの期間を含みます。

〔運用プロセス〕

リサーチおよび銘柄推奨

- アナリストがファンダメンタルズ、レラティブ・バリュー、カタリストに着目した広範かつ徹底したリサーチに基づき、銘柄推奨

推奨銘柄に関する議論

- 日次で開催する地域ミーティング(米国、欧州、APAC)において、銘柄の推奨根拠や投資アイデアについて議論

ポートフォリオの構築

- リード・ポートフォリオ・マネジャーが意思決定の主体となり、これまでのプロセスで深化した推奨銘柄や投資アイデアに基づき、銘柄選択を実施し、アクティブウェイトを決定
 - ポートフォリオ全体のリスクレベルをコントロールする観点から、マクロ見通しに基づいてポジションを調整
 - ポートフォリオの大幅な変更の際にはグローバルREITインベストメント・カウンシル(GRIC)*が見解を提示し、投資判断へ堅牢性を付加
- *グローバルREITインベストメント・カウンシル(GRIC)は、リード・ポートフォリオ・マネジャー、地域別ヘッド、運用チーム内のリスク・マネジメント担当者を含む運用チームのメンバーで構成

モニタリング

- リード・ポートフォリオ・マネジャーが、国やセクターのアクティブウェイトやベータに加え、サイズ、グロースおよびレバレッジなどといった様々なファクターについて、ポートフォリオのアクティブリスクを検証
- ボトムアップをベースとするポートフォリオのアロケーションがマクロ見通しと整合的であることを確認し、状況に応じて、ポートフォリオのポジションを調整

※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) プリンシパル・リアルエーステート・インベスターズ・エルエルシーの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

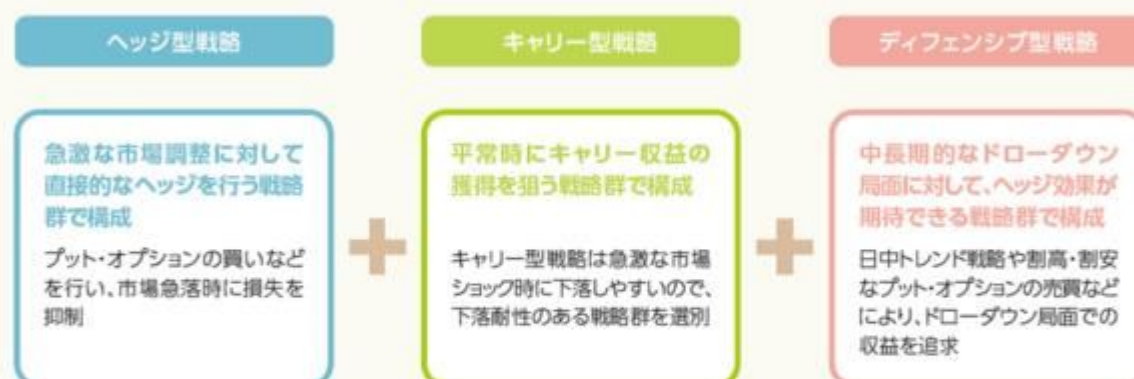
▶ヘッジファンドマルチ戦略

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●絶対収益を追求する運用戦略の成果(以下「参照戦略指数」といいます。)に概ね連動するケイマン籍特別目的会社(SPC)のLUMINIS II Limited*の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます。)への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指し運用を行います。 ●参照戦略指数は、市場平常時のキャリー獲得を目指しつつ、株式等のリスク資産が大きく下落する局面において抵抗性を得るために、複数の運用戦略(ヘッジ型戦略、ディフェンシブ型戦略、キャリー型戦略)の投資成果の組み合わせとなります。なお、運用戦略は、実質的に世界の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の派生商品を中心に運用されます。 ※参照戦略指数はアクティブ運用されるものでなく、各運用戦略や各運用戦略の構成要素の配分・比率は、あらかじめ定められた参照戦略指数の要項にしたがって行われます。 ※円建債券は債券管理費用(最大年0.1%)がかかります。また、円建債券が概ね連動する参照戦略指数は、当該指数に関する戦略維持費用(年0.1%)および戦略取引費用を控除したものとなります。戦略取引費用は各運用戦略のポジションを構築するために発生する取引コスト相当額であり、市場環境に応じて各運用戦略の配分は変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1925%(税抜き0.175%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

*LUMINIS II Limitedは、ゴールドマン・サックスが仕組み債等を組成する目的で設定したケイマン諸島籍の特別目的会社です。ゴールドマン・サックスとは一切の資本関係はありません。発行する債券毎に裏付けとなる資産が管理されることによって、一般的な社債のような発行体の信用リスクから切り離されています。

〔運用戦略・運用プロセス〕

- 平常時にキャリー収益を確保しつつ、市場ショック時に大きな収益が獲得できる戦略を構築します。
- 市場ショックといってもその深度やスピードは異なるため、キャリー収益とのバランスも踏まえ以下の3つの戦略群を組み合わせます。
- 平常時でもプラスの収益となるように、キャリー型戦略に効果的に資産を配分します。



プット・オプションとは

対象資産(株式など)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に売ることができる権利をいいます。

※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ゴールドマン・サックスの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

- 参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含むがこれらに限定せず、参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の提供（もしくはその不履行）およびある者による参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の使用に関して行われた（もしくは行われなかった）あらゆる決定または事柄について、（過失の結果であるか否かにかかわらず）いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照戦略指数について受託責任を負うものではありません。参照戦略指数の計算にあたり、参照戦略指数計算代理人は、第三者である情報源からデータおよび情報を取得し、利用します。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、またはそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確性または完全性について、何ら保証しません。したがって、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数の品質、正確性または完全性について何ら保証しません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、参照戦略指数の価額の算定または頒布における誤謬について、（契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、自らが認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義務を何ら有していません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、（A）参照戦略指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、（B）特定の日時における参照戦略指数の価額、（C）参照戦略指数または参照戦略指数のいずれかの構成要素の運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または（D）その他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。
- 参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも顧問または受託者として行為しません。
- 参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。
- 参照戦略指数は構造化されており、参照戦略指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照戦略指数スポンサーおよび参照戦略指数計算代理人は、参照戦略指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照戦略指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。
- 上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、（契約、不法行為その他によるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負いません。
- 本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を排除または制限するものではありません。

▶ヘッジファンドアクティブ戦略

指定投資信託証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	●カレンシー・アルファ・エンハンスド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日本の公社債に投資を行うとともに、為替予約取引等を積極的に活用する通貨ロング・ショート戦略により、市場動向に左右されにくい安定した収益の獲得を目指します。 ●マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限は、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%（税抜き0.48%） ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

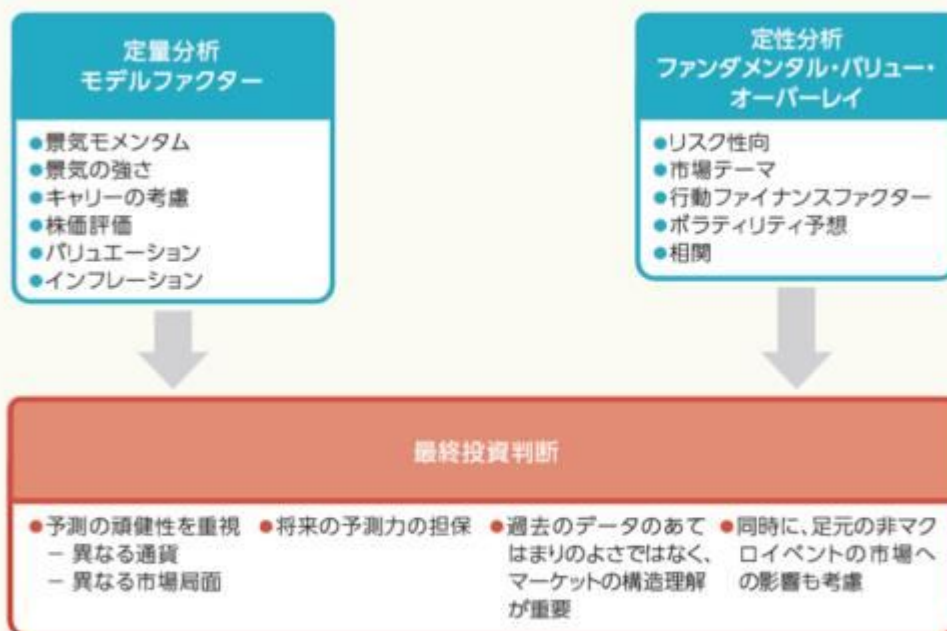
〔フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の概要〕

- フランクリン・テンプルトンは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループです。世界各国の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。
- 日本法人であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、1998年の設立以来、日本の投資家の資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しております。
- 今後もフランクリン・テンプルトンが75年以上にわたってグローバルな資産運用業務の中で培ったノウハウを活用し、日本の投資家の中長期的な資産形成に貢献することを目指すとともに、投資家との長期的な信頼関係を築いてまいります。

〔ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要〕

- 運用指図の権限の委託先であるウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、フランクリン・テンプルトンのグループ傘下の子会社です。世界有数の債券運用専門会社で、幅広い運用戦略に関する多様なサービスを提供しております。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社の情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

指定投資信託証券	ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システマティック・スタイル・ファクター・ファンドクラスI2 (JPYヘッジド)
形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託 (円建て)
運用の基本方針	●世界の株式、債券、通貨等の複数の資産に投資し、長期的に市場動向に左右されない絶対収益の追求を目指して運用を行います。 ●機動的にエクスポージャーを調整することで様々なスタイルファクター*戦略からプレミアムを獲得することを目指します。 ●バリュー、モメンタム、キャリー、ディフェンシブといったスタイルファクター*を活用し、幅広い投資資産に横断的に投資を行います。 ●原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。 *スタイルファクターとは、ブラックロックの検証により、法則性があり有効であると考えられる投資家の行動特性のことで、各資産および各銘柄の値動きに好影響を与えると考えられる要素をいいます。
運用管理費用等	純資産総額に対して 運用報酬等 年0.55%程度 年間サービス費用等 年0.30%以内 ※上記のほか、保管に関する費用等がかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
信託財産留保額	ありません。
管 理 会 社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投 資 顧 問 会 社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

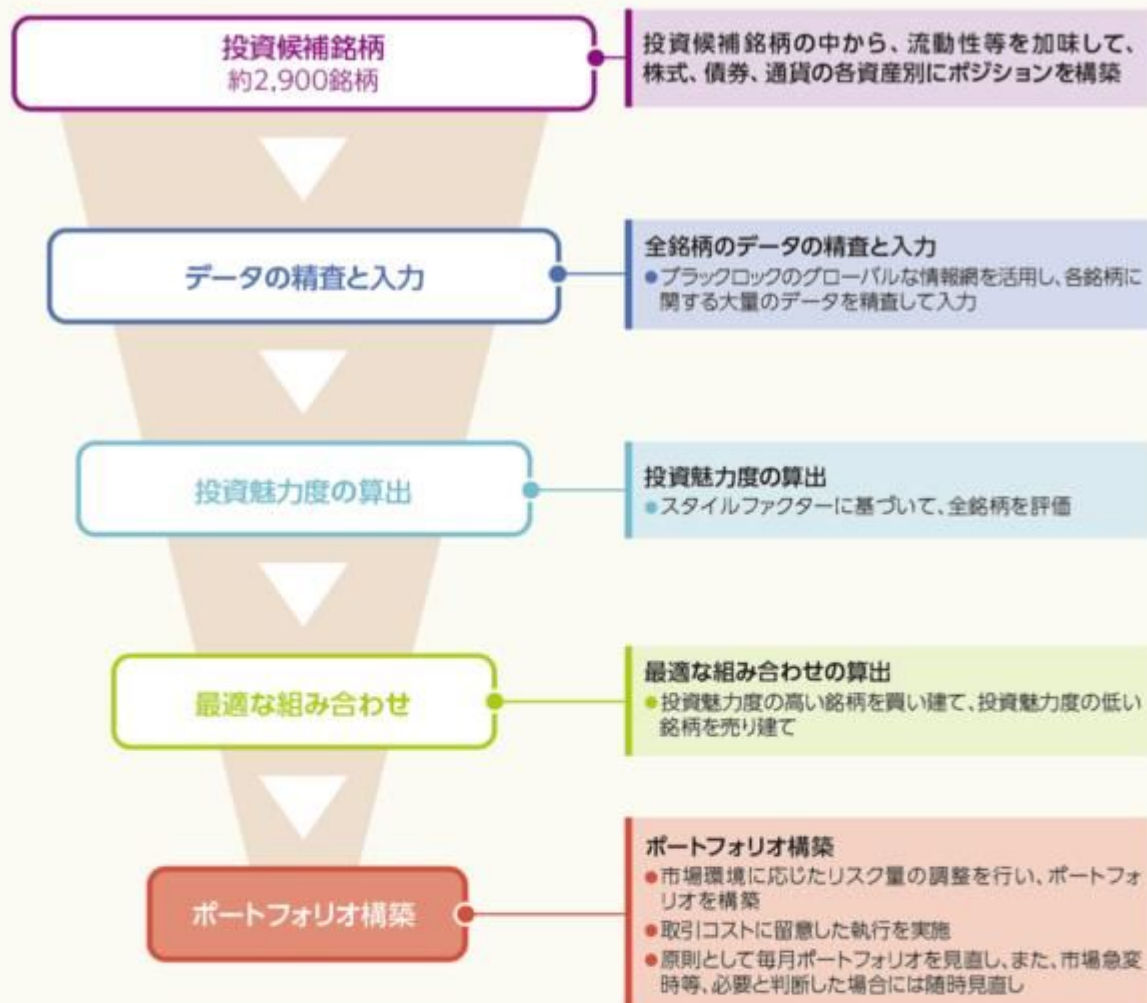
〔 ブラックロックの概要 〕

- ブラックロックは、1988年設立の運用資産残高で世界最大級の運用会社です。資産運用とリスクマネジメントの分野において金融業界にイノベーションを起こすグローバル企業として、世界の主要な金融機関、年金基金、財団、公的機関、個人投資家のお客様に幅広いサービス・商品を提供しています。

〔 ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーの概要 〕

- ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、ブラックロック・グループの投資顧問会社の一つであり、当ファンドの指定投資信託証券の実質的な運用を行っております。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

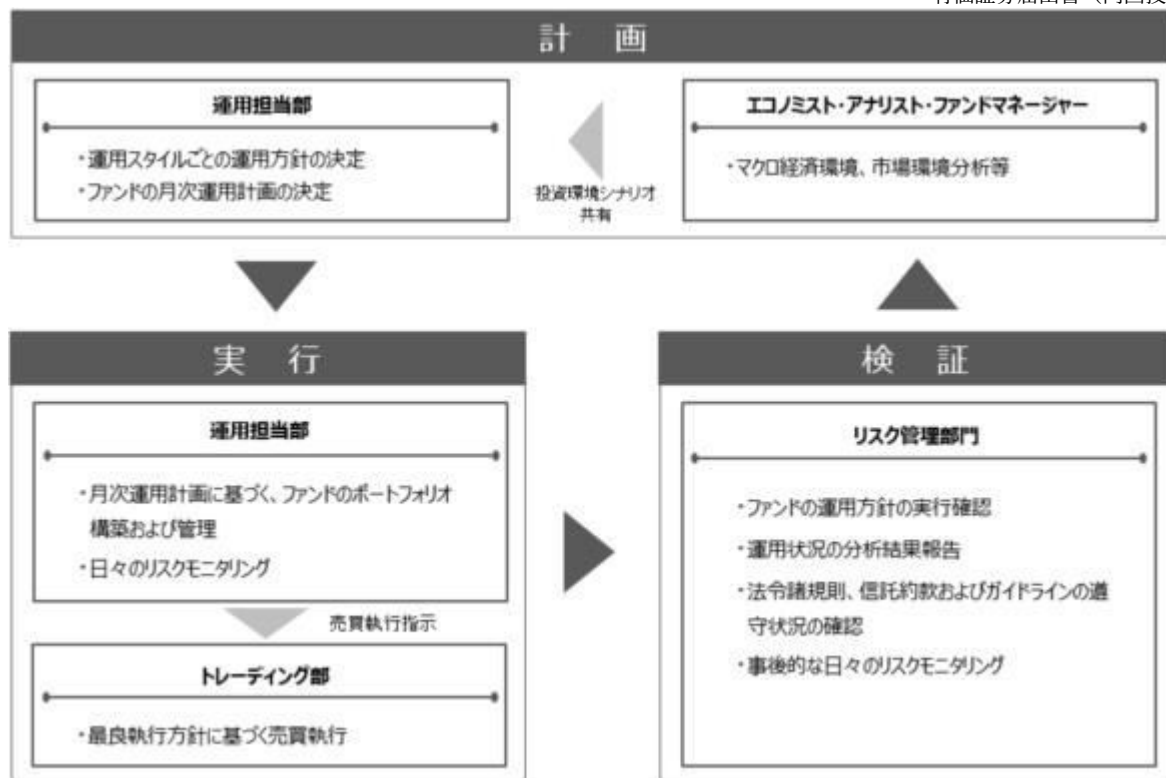
(出所)ブラックロックの情報を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

運用の基本方針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。また、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）が投資する他の投資信託の運用は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。）。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）について、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

※他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの運用体制

1. 運用体制

主にマクロ経済分析に基づくトップ・ダウン戦略を担当するインベストメント・コミッティーと、ハイイールド債、投資適格社債、エマージング債、モーゲージ債などの専門分野を担当

し、主に個別銘柄選択などのボトム・アップ戦略を担当するスペシャリストから構成されています。

2. 運用哲学

運用においては、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略、通貨戦略といったトップ・ダウン戦略と、セクター戦略、銘柄選択等のボトム・アップ戦略を融合させ、より安定した超過収益の獲得を目指します。

(1) コア・アプローチ

ポートフォリオのトータル・リスクをベンチマーク並みにコントロールしつつ、安定した超過収益の獲得を目指します。

(2) ファンダメンタルズの重視

経済分析をベースとした長期的な価値を追求し、短期のタイミングに依存した運用の回避を目指します。

(3) 複数の源泉から付加価値を獲得

「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、グローバルに付加価値の獲得を目指します。

(4) 最先端の定量分析ツール

最先端の定量分析ツールでリスクの測定とモニタリングを行います。

3. 運用プロセス

- ・年に1回の長期経済予測会議を開催し、経済および政治の長期的な影響の分析をもとにポートフォリオ全体としてのリスクの方向性を決定します。また、毎年3回（3月、9月、12月）短期経済予測会議を開催し、主要経済圏の経済成長率、インフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等を予測します。
- ・ポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の各セクターのスペシャリストによるボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、国別配分、デュレーション、リスク特性といった投資戦略を策定します。
- ・各運用チームは、投資戦略に基づきモデルポートフォリオを作成し、インベストメント・コミッティーに提示します。そこでは、戦略の一貫性、リスク管理等が議論され、モデルポートフォリオが最終決定されます。個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストによるボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストによるリサーチを活用し、割高／割安の分析結果や流動性等を勘案して決定します。
- ・完成したモデルポートフォリオを基に、ポートフォリオ・マネージャーが顧客毎のガイドラインに準拠した個別ポートフォリオを構築します。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年7月31日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

(5) 【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

●日興FWS・日本株クオリティ**●日興FWS・日本株市場型アクティブ****●日興FWS・日本債アクティブ**

イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）**●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）****●日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）****●日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）****●日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）****●日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）****●日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）****●日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）****●日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）****●日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）****●日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略****●日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略**

イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・Jリートアクティブ

イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ 同一銘柄の投資信託証券（不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

●日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ニ 同一銘柄の投資信託証券（不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

●日興FWS・日本株クオリティ

●日興FWS・日本株市場型アクティブ

●日興FWS・日本債アクティブ

●日興FWS・Jリートアクティブ

イ 公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

●日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

●日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
- 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

イ 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- （ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ニ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク		カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	派生商品 リスク		為替 ヘッジ あり	為替 ヘッジ なし		
日本株クオリティ	●				●				●
日本株市場型 アクティブ	●				●				●
先進国株 クオリティヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株 クオリティヘッジ無	●				●		●	●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
新興国株 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
新興国株 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
日本債アクティブ		●		●*	●				●
先進国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
先進国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
新興国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
新興国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
Jリートアクティブ			●		●				●
Gリート アクティブヘッジ有			●		●	●		●	●
Gリート アクティブヘッジ無			●		●		●	●	●
ヘッジファンド マルチ戦略*	●	●	●	●	●		●	●	●
ヘッジファンド アクティブ戦略*	●	●	●	●	●	●		●	●

*指定投資信託証券の運用方針の変更に伴い、当該リスクを追加しています。運用方針の変更内容につきましては、前掲の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

※ヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略は上記のリスクに限定されません。また、上記全てのリスクをとらない場合もあります。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動

や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替変動リスク

①（為替ヘッジあり）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円での為替ヘッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、各ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

また、「新興国株アクティブヘッジ有」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

②（為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいたことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(リ) 特化型運用に関する留意点

「Jリートアクティブ」は、特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(ヌ) 絶対収益追求型に関する留意点

「ヘッジファンドマルチ戦略」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」は、派生商品取引、為替

取引等を活用し、ロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築するとともに、株式、債券、リート、商品等に投資することがあります。なお、派生商品取引・為替取引の基礎となる投資対象資産・通貨の下落時にロング・ポジションとなっている場合および投資対象資産・通貨の上昇時にショート・ポジションとなっている場合には、損失が発生します。

※上記はヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略の代表的な戦略例であり、採用する戦略はこれらに限定されません。

(ル) 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ヲ) 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ワ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

【参考情報】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのリスク管理体制

実効性のある管理を行うためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリス

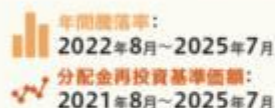
ク管理、モニタリングを行うことが不可欠であると考えています。すべてのポートフォリオとすべての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することによりシステムの信頼性を保っています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕



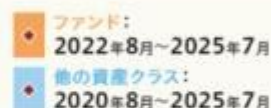
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■日本株クオリティ



■日本株市場型アクティブ



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2025年7月
分配金再投資基準価額：
2021年8月～2025年7月

■先進国株クオリティヘッジ有



「 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2025年7月
他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



■先進国株クオリティヘッジ無



■先進国株市場型アクティブヘッジ有



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2025年7月
分配金再投資基準価額：
2021年8月～2025年7月

■先進国株市場型アクティブヘッジ無



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2025年7月
他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



■新興国株アクティブヘッジ有



■新興国株アクティブヘッジ無



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2025年7月
分配金再投資基準価額：
2021年8月～2025年7月

■日本債アクティブ



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2025年7月
他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



■先進国債アクティブヘッジ有



■先進国債アクティブヘッジ無



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2025年7月
分配金再投資基準価額：
2021年8月～2025年7月

■新興国債アクティブヘッジ有



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2025年7月
他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



■新興国債アクティブヘッジ無



■Jリートアクティブ



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2022年8月～2025年7月
分配金再投資基準価額：
2021年8月～2025年7月

■Gリートアクティブヘッジ有



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2022年8月～2025年7月
他の資産クラス：
2020年8月～2025年7月



■Gリートアクティブヘッジ無



■ヘッジファンドマルチ戦略



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

日本債アクティブの信託報酬率は、毎月最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じた率とし、翌月の第1営業日の計上分より適用するものとしします。

＜信託報酬率およびその配分、実質的な負担＞

実質的な負担は、2025年10月29日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用（信託報酬）が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象 とする 投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
日本株 クオリティ	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年 0.8558% 程度	最大 年1.0813% （税抜き 0.983%） 程度
日本株市場型 アクティブ	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.594% 程度	年0.8195% （税抜き 0.745%） 程度
先進国株 クオリティ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.517% 程度	年0.7425% （税抜き 0.675%） 程度
先進国株 クオリティ ヘッジ無						
先進国株市場型 アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.66% 程度	年0.8855% （税抜き 0.805%） 程度
先進国株市場型 アクティブ ヘッジ無						
新興国株 アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.935% 程度	年1.1605% （税抜き 1.055%） 程度
新興国株 アクティブ ヘッジ無						
日本債 アクティブ	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%未満				年0.176% 程度 ～ 年0.264% 程度	年0.319% （税抜き 0.29%） 程度 ～ 年0.4895% （税抜き 0.445%） 程度
	年0.143% （税抜き0.13%）	年0.08%	年0.03%	年0.02%		
	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%以上					
	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%		
先進国債 アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年 0.4609% 程度	年0.6864% （税抜き 0.624%） 程度
先進国債 アクティブ ヘッジ無						

新興国債 アクティブ ヘッジ有	年0.8305% （税抜き 0.755%）	年0.70% ^{*1}	年0.03%	年0.025%	なし	年0.8305% （税抜き 0.755%）
新興国債 アクティブ ヘッジ無						
Jリート アクティブ	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.363% 程度	年0.5885% （税抜き 0.535%） 程度
Gリート アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.8855% （税抜き 0.805%） 程度
Gリート アクティブ ヘッジ無						
ヘッジファンド マルチ戦略 ^{*2}	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年 0.1925% 程度	年0.418% （税抜き 0.38%） 程度
ヘッジファンド アクティブ戦略	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.85% 程度	最大 年1.0755% （税抜き 1.055%） 程度

※1 委託会社の報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬（年0.605%（税抜き0.55%））が含まれております。

※2 投資対象とする投資信託が組み入れる円建債券は債券管理費用（最大年0.1%）がかかります。また、当該円建債券が概ね連動する参照戦略指数は、当該指数に関する戦略維持費用（年0.1%）および戦略取引費用を控除したものととなります。

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

※各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等の詳細については、前掲の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管

等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

- ※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

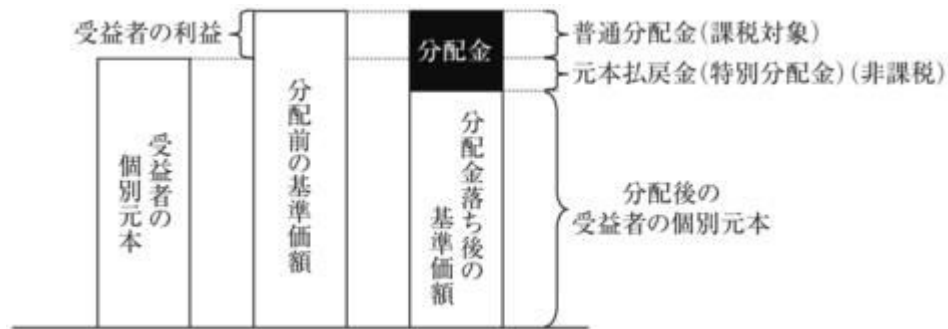
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け

取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2023年8月1日～2024年7月31日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
日本株クオリティ	1.06%	0.23%	0.84%
日本株市場型アクティブ	0.81%	0.23%	0.58%
先進国株クオリティヘッジ有	1.03%	0.23%	0.80%
先進国株クオリティヘッジ無	0.93%	0.23%	0.71%
先進国株市場型アクティブヘッジ有	0.89%	0.23%	0.66%
先進国株市場型アクティブヘッジ無	0.88%	0.23%	0.65%
新興国株アクティブヘッジ有	1.45%	0.23%	1.22%
新興国株アクティブヘッジ無	1.39%	0.23%	1.16%
日本債アクティブ	0.39%	0.23%	0.17%
先進国債アクティブヘッジ有	1.00%	0.23%	0.77%
先進国債アクティブヘッジ無	0.91%	0.23%	0.69%
新興国債アクティブヘッジ有	1.12%	0.83%	0.29%
新興国債アクティブヘッジ無	1.13%	0.83%	0.30%
Jリートアクティブ	0.58%	0.23%	0.36%
Gリートアクティブヘッジ有	0.90%	0.23%	0.67%
Gリートアクティブヘッジ無	0.87%	0.23%	0.65%
ヘッジファンドマルチ戦略	0.43%	0.23%	0.21%
ヘッジファンドアクティブ戦略	0.76%	0.23%	0.53%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドが外国投資信託の場合は、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。

※ヘッジファンドマルチ戦略が実質的に投資対象とする円建債券は、絶対収益を追求する複数の運用戦略の成果（参照戦略指数）に概ね連動する損益を享受しますが、当該円建債券の債券管理費用および参照戦略指数に関する費用（戦略維持費用および戦略取引費用）は含まれていません。

※投資先ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※ヘッジファンドアクティブ戦略は、2025年10月29日付で「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システマチック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジ）」を指定投資信託証券に追加しておりますが、当該変更前の指定投資信託証券の情報に基づいて計算した総経費率を記載しています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

日興FWS・日本株クオリティ

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	日本	2,350,144,841	98.03
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	47,284,189	1.97
合計（純資産総額）		2,397,449,073	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,900,062,359	98.08
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	56,753,398	1.92
合計（純資産総額）		2,956,835,800	100.00

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	251,115,836	97.52
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,368,935	2.47
合計（純資産総額）		257,504,814	100.00

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	3,387,056,808	97.58
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	83,946,640	2.42
合計（純資産総額）		3,471,023,491	100.00

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	349,161,295	97.67
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,305,560	2.32
合計（純資産総額）		357,486,898	100.00

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	7,950,613,226	97.76

親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	181,901,454	2.24
合計（純資産総額）		8,132,534,723	100.00

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	169,629,616	97.65
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,068,807	2.34
合計（純資産総額）		173,718,466	100.00

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,147,749,803	97.80
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	48,204,187	2.20
合計（純資産総額）		2,195,974,033	100.00

日興FWS・日本債アクティブ

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	4,274,664,571	97.54
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	107,982,699	2.46
合計（純資産総額）		4,382,667,313	100.00

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	26,208,538	97.47
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	660,199	2.46
合計（純資産総額）		26,888,780	100.00

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,526,303,404	98.09
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	29,655,751	1.91
合計（純資産総額）		1,555,979,198	100.00

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	17,540,647	97.97
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	342,578	1.92
合計（純資産総額）		17,903,268	100.00

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	1,520,652,254	97.34
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	41,612,744	2.66
合計（純資産総額）		1,562,285,041	100.00

日興FWS・Jリートアクティブ

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	591,634,854	97.91
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,618,890	2.09
合計（純資産総額）		604,273,787	100.00

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	33,056,773	97.34
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	884,918	2.60

合計（純資産総額）	33,961,734	100.00
-----------	------------	--------

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	599,992,993	97.68
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	14,225,753	2.32
合計（純資産総額）		614,238,789	100.00

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	16,346,302,841	97.31
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	452,699,982	2.69
合計（純資産総額）		16,799,022,866	100.00

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,480,384,997	97.19
親投資信託受益証券	日本	20,043	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	71,747,627	2.81
合計（純資産総額）		2,552,152,667	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日興FWS・日本株クオリティ

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	993,844,818	2.1717	2,158,345,727	2.3647	2,350,144,841	98.03

日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00
----	-------------------	------------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.03
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.03

日興FWS・日本株市場型アクティブ

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信 託受益 証券	ノムラFOFs 用・日本株アク ティブコア（H i g h α T y p e）（適格 機関投資家専 用）	1,704,314,974	1.5807	2,694,045,954	1.7016	2,900,062,359	98.08
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.08
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.08

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

日本	投資信託受益証券	MF Sグローバル・クオリティ・グロース株ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	244,919,376	0.9885	242,108,935	1.0253	251,115,836	97.52
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.52
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.53

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	投資信託受益証券	MF Sグローバル・クオリティ・グロース株ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	2,098,418,195	1.5347	3,220,497,055	1.6141	3,387,056,808	97.58
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.58
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.58

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFS用・先進国マルチテーマファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	298,377,453	1.0554	314,896,851	1.1702	349,161,295	97.67
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.67
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.68

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFS用・先進国マルチテーマファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	4,394,060,587	1.6203	7,119,698,426	1.8094	7,950,613,226	97.76
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.76
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.76

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（限定為替ヘッジ）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	201,316,896	0.7293	146,817,133	0.8426	169,629,616	97.65
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.65
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.66

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（為替ヘッジなし）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	1,612,182,708	1.1479	1,850,590,408	1.3322	2,147,749,803	97.80
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.80
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.80

日興FWS・日本債アクティブ

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン（F O F s用）（適格機関投資家専用）	4,686,618,322	0.9384	4,398,012,161	0.9121	4,274,664,571	97.54
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.54
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.54

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	G I M先進国債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	33,297,597	0.7927	26,394,787	0.7871	26,208,538	97.47
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.07

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.47
親投資信託受益証券	0.07
合 計	97.54

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	G I M先進国債 券ファンドF （為替ヘッジなし）（適格機関 投資家専用）	1,266,536,723	1.1765	1,490,113,781	1.2051	1,526,303,404	98.09
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マ ザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.09
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.09

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バ ミューダ トラ スト II ー ピムコ エマー ジング ボン ド（エン・ ヘッジド）イン カム ファンド	2,872	5,932.6932	17,037,210	6,108	17,540,647	97.97
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マ ザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.97
親投資信託受益証券	0.11
合 計	98.09

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ トラスト II – ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド	153,943	9,805.0498	1,509,422,056	9,878	1,520,652,254	97.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.34
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.34

日興FWS・Jリートアクティブ

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMTAM・F O F s 用 J－R E I T・リサーチ・オープン（適格機関投資家専用）	590,395,025	0.8830	521,322,870	1.0021	591,634,854	97.91
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.91
親投資信託受益証券	0.00

合 計	97.91
-----	-------

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM／プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり（適格機関投資家限定）	40,630,253	0.8108	32,943,553	0.8136	33,056,773	97.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.34
親投資信託受益証券	0.06
合 計	97.39

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀／プリンシパルFOFs用外国リートF（適格機関投資家限定）	305,029,483	1.9352	590,290,862	1.9670	599,992,993	97.68
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.68
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.68

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM／F O F s用マルチ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	19,737,144,218	0.8118	16,022,536,280	0.8282	16,346,302,841	97.31
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.31
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.31

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	3,304,536,367	0.8166	2,698,441,286	0.7506	2,480,384,997	97.19
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	1.0146	19,984	1.0176	20,043	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.19
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.19

②【投資不動産物件】

日興FWS・日本株クオリティ

該当事項はありません。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・日本債アクティブ

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・Jリートアクティブ
該当事項はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
該当事項はありません。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日興FWS・日本株クオリティ
該当事項はありません。

日興FWS・日本株市場型アクティブ
該当事項はありません。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・日本債アクティブ
該当事項はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・Jリートアクティブ
該当事項はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
該当事項はありません。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

日興FWS・日本株クオリティ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	1,309,060,082	1,309,060,082	8,398	8,398
第2期（2023年 7月31日）	1,566,518,855	1,566,518,855	9,102	9,102
第3期（2024年 7月31日）	2,115,049,583	2,115,049,583	10,382	10,382
第4期（2025年 7月31日）	2,397,449,073	2,397,449,073	11,243	11,243
2024年 7月末日	2,115,049,583	-	10,382	-
8月末日	2,124,484,713	-	10,339	-
9月末日	2,225,503,513	-	10,662	-
10月末日	2,162,805,022	-	10,392	-
11月末日	2,145,935,389	-	10,330	-
12月末日	2,188,180,582	-	10,584	-
2025年 1月末日	2,189,298,283	-	10,496	-
2月末日	2,147,571,903	-	10,192	-
3月末日	2,162,307,147	-	10,110	-
4月末日	2,126,246,749	-	9,908	-
5月末日	2,308,130,395	-	10,899	-
6月末日	2,380,279,491	-	11,259	-
7月末日	2,397,449,073	-	11,243	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	964,140,004	964,140,004	10,194	10,194
第2期（2023年 7月31日）	1,670,080,607	1,670,080,607	12,866	12,866
第3期（2024年 7月31日）	2,305,667,402	2,305,667,402	15,442	15,442
第4期（2025年 7月31日）	2,956,835,800	2,956,835,800	16,503	16,503

2024年 7月末日	2,305,667,402	-	15,442	-
8月末日	2,260,580,932	-	15,191	-
9月末日	2,320,139,532	-	15,427	-
10月末日	2,320,921,689	-	14,894	-
11月末日	2,446,432,494	-	15,047	-
12月末日	2,621,472,949	-	15,565	-
2025年 1月末日	2,607,858,795	-	15,402	-
2月末日	2,665,433,207	-	15,347	-
3月末日	2,679,741,948	-	15,438	-
4月末日	2,514,492,117	-	14,566	-
5月末日	2,689,985,394	-	15,540	-
6月末日	2,802,256,079	-	15,727	-
7月末日	2,956,835,800	-	16,503	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	252,910,905	252,910,905	8,716	8,716
第2期 (2023年 7月31日)	340,084,189	340,084,189	9,035	9,035
第3期 (2024年 7月31日)	273,286,451	273,286,451	9,580	9,580
第4期 (2025年 7月31日)	257,504,814	257,504,814	9,931	9,931
2024年 7月末日	273,286,451	-	9,580	-
8月末日	276,850,929	-	9,705	-
9月末日	282,070,637	-	10,027	-
10月末日	271,717,776	-	9,913	-
11月末日	293,715,994	-	9,962	-
12月末日	280,586,940	-	9,838	-
2025年 1月末日	284,992,223	-	9,909	-
2月末日	282,202,214	-	9,812	-
3月末日	253,170,959	-	9,368	-
4月末日	243,730,781	-	9,019	-
5月末日	257,156,378	-	9,516	-
6月末日	262,455,762	-	9,656	-
7月末日	257,504,814	-	9,931	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	1,375,145,971	1,375,145,971	10,542	10,542

第2期	(2023年 7月31日)	2,541,161,455	2,541,161,455	12,082	12,082
第3期	(2024年 7月31日)	3,143,603,085	3,143,603,085	14,794	14,794
第4期	(2025年 7月31日)	3,471,023,491	3,471,023,491	15,473	15,473
	2024年 7月末日	3,143,603,085	-	14,794	-
	8月末日	3,014,022,579	-	14,231	-
	9月末日	3,138,163,455	-	14,862	-
	10月末日	3,140,014,180	-	15,434	-
	11月末日	3,172,946,606	-	15,378	-
	12月末日	3,408,834,988	-	15,845	-
	2025年 1月末日	3,384,026,464	-	15,696	-
	2月末日	3,131,992,910	-	15,051	-
	3月末日	3,043,970,771	-	14,602	-
	4月末日	2,938,826,136	-	13,515	-
	5月末日	3,161,623,603	-	14,495	-
	6月末日	3,252,366,856	-	14,673	-
	7月末日	3,471,023,491	-	15,473	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	571,351,240	571,351,240	8,400	8,400
第2期 (2023年 7月31日)	603,972,707	603,972,707	9,030	9,030
第3期 (2024年 7月31日)	414,448,504	414,448,504	10,486	10,486
第4期 (2025年 7月31日)	357,486,898	357,486,898	11,681	11,681
	2024年 7月末日	414,448,504	-	10,486
	8月末日	408,508,818	-	10,762
	9月末日	417,549,216	-	11,000
	10月末日	377,366,456	-	11,228
	11月末日	339,763,169	-	11,496
	12月末日	325,162,737	-	11,361
	2025年 1月末日	327,980,942	-	11,459
	2月末日	330,137,418	-	11,158
	3月末日	334,595,652	-	10,550
	4月末日	310,821,075	-	10,322
	5月末日	331,576,126	-	11,012
	6月末日	346,157,626	-	11,334
	7月末日	357,486,898	-	11,681

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	3,088,379,896	3,088,379,896	9,533	9,533
第2期 (2023年 7月31日)	4,792,982,370	4,792,982,370	11,260	11,260
第3期 (2024年 7月31日)	7,272,375,521	7,272,375,521	15,313	15,313
第4期 (2025年 7月31日)	8,132,534,723	8,132,534,723	17,238	17,238
2024年 7月末日	7,272,375,521	-	15,313	-
8月末日	7,088,104,058	-	14,844	-
9月末日	7,425,089,387	-	15,338	-
10月末日	7,219,098,036	-	16,530	-
11月末日	7,550,898,205	-	16,807	-
12月末日	7,917,006,341	-	17,361	-
2025年 1月末日	7,837,206,503	-	17,228	-
2月末日	7,558,153,821	-	16,261	-
3月末日	7,270,533,957	-	15,582	-
4月末日	6,781,753,258	-	14,611	-
5月末日	7,338,287,009	-	15,855	-
6月末日	7,657,911,700	-	16,301	-
7月末日	8,132,534,723	-	17,238	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	114,971,448	114,971,448	7,259	7,259
第2期 (2023年 7月31日)	204,789,868	204,789,868	7,526	7,526
第3期 (2024年 7月31日)	177,732,841	177,732,841	7,191	7,191
第4期 (2025年 7月31日)	173,718,466	173,718,466	8,285	8,285
2024年 7月末日	177,732,841	-	7,191	-
8月末日	177,437,229	-	7,385	-
9月末日	186,323,629	-	7,854	-
10月末日	184,324,469	-	7,650	-
11月末日	176,653,584	-	7,332	-
12月末日	167,491,653	-	7,186	-
2025年 1月末日	168,043,512	-	7,210	-
2月末日	175,081,940	-	7,512	-
3月末日	166,729,631	-	7,519	-
4月末日	153,108,810	-	7,353	-
5月末日	162,617,264	-	7,810	-
6月末日	171,549,480	-	8,175	-
7月末日	173,718,466	-	8,285	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	564,756,396	564,756,396	8,866	8,866
第2期（2023年 7月31日）	1,130,765,879	1,130,765,879	9,997	9,997
第3期（2024年 7月31日）	1,631,534,415	1,631,534,415	11,087	11,087
第4期（2025年 7月31日）	2,195,974,033	2,195,974,033	12,927	12,927
2024年 7月末日	1,631,534,415	-	11,087	-
8月末日	1,593,684,335	-	10,775	-
9月末日	1,744,205,571	-	11,570	-
10月末日	1,846,004,803	-	11,901	-
11月末日	1,822,395,665	-	11,352	-
12月末日	1,877,580,316	-	11,615	-
2025年 1月末日	1,871,847,291	-	11,473	-
2月末日	1,843,246,282	-	11,598	-
3月末日	1,884,084,515	-	11,791	-
4月末日	1,794,632,000	-	11,023	-
5月末日	1,949,856,755	-	11,927	-
6月末日	2,092,222,291	-	12,414	-
7月末日	2,195,974,033	-	12,927	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・日本債アクティブ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	2,267,009,695	2,267,009,695	9,753	9,753
第2期（2023年 7月31日）	3,211,778,699	3,211,778,699	9,588	9,588
第3期（2024年 7月31日）	3,766,209,193	3,766,209,193	9,317	9,317
第4期（2025年 7月31日）	4,382,667,313	4,382,667,313	9,039	9,039
2024年 7月末日	3,766,209,193	-	9,317	-
8月末日	3,808,210,269	-	9,376	-
9月末日	3,895,106,368	-	9,427	-
10月末日	4,150,846,856	-	9,370	-
11月末日	4,098,732,281	-	9,324	-
12月末日	4,319,337,782	-	9,330	-
2025年 1月末日	4,283,733,453	-	9,307	-
2月末日	4,286,530,453	-	9,239	-
3月末日	4,254,213,595	-	9,144	-
4月末日	4,289,327,026	-	9,188	-
5月末日	4,271,376,880	-	9,058	-

6月末日	4,355,667,721	-	9,127	-
7月末日	4,382,667,313	-	9,039	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	99,280,354	99,280,354	8,844	8,844
第2期（2023年 7月31日）	90,401,046	90,401,046	8,003	8,003
第3期（2024年 7月31日）	38,344,060	38,344,060	7,867	7,867
第4期（2025年 7月31日）	26,888,780	26,888,780	7,812	7,812
2024年 7月末日	38,344,060	-	7,867	-
8月末日	38,233,906	-	7,957	-
9月末日	38,379,738	-	7,988	-
10月末日	44,387,493	-	7,847	-
11月末日	27,525,828	-	7,873	-
12月末日	26,148,204	-	7,782	-
2025年 1月末日	26,094,376	-	7,766	-
2月末日	26,368,291	-	7,840	-
3月末日	26,119,477	-	7,766	-
4月末日	26,414,066	-	7,854	-
5月末日	26,171,903	-	7,782	-
6月末日	26,711,258	-	7,854	-
7月末日	26,888,780	-	7,812	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2022年 8月 1日）	178,249,218	178,249,218	10,225	10,225
第2期（2023年 7月31日）	453,736,461	453,736,461	10,216	10,216
第3期（2024年 7月31日）	1,322,111,799	1,322,111,799	11,531	11,531
第4期（2025年 7月31日）	1,555,979,198	1,555,979,198	11,758	11,758
2024年 7月末日	1,322,111,799	-	11,531	-
8月末日	1,294,135,024	-	11,159	-
9月末日	1,351,335,081	-	11,368	-
10月末日	1,377,511,874	-	11,623	-
11月末日	1,363,018,694	-	11,447	-
12月末日	1,445,097,456	-	11,746	-
2025年 1月末日	1,412,705,164	-	11,525	-
2月末日	1,397,572,894	-	11,301	-

3月末日	1,427,310,973	-	11,473	-
4月末日	1,419,932,014	-	11,269	-
5月末日	1,453,779,472	-	11,370	-
6月末日	1,510,277,073	-	11,565	-
7月末日	1,555,979,198	-	11,758	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	37,980,878	37,980,878	8,047	8,047
第2期（2023年 7月31日）	47,736,627	47,736,627	8,034	8,034
第3期（2024年 7月31日）	26,414,802	26,414,802	8,394	8,394
第4期（2025年 7月31日）	17,903,268	17,903,268	8,863	8,863
2024年 7月末日	26,414,802	-	8,394	-
8月末日	25,738,527	-	8,548	-
9月末日	26,100,387	-	8,668	-
10月末日	24,479,854	-	8,518	-
11月末日	24,596,612	-	8,559	-
12月末日	22,513,954	-	8,444	-
2025年 1月末日	22,804,295	-	8,553	-
2月末日	23,048,768	-	8,645	-
3月末日	20,319,821	-	8,549	-
4月末日	17,235,483	-	8,532	-
5月末日	17,303,506	-	8,566	-
6月末日	17,680,088	-	8,752	-
7月末日	17,903,268	-	8,863	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	215,264,937	215,264,937	9,766	9,766
第2期（2023年 7月31日）	552,986,551	552,986,551	11,056	11,056
第3期（2024年 7月31日）	1,285,756,619	1,285,756,619	13,513	13,513
第4期（2025年 7月31日）	1,562,285,041	1,562,285,041	14,450	14,450
2024年 7月末日	1,285,756,619	-	13,513	-
8月末日	1,274,623,727	-	13,066	-
9月末日	1,302,492,032	-	13,095	-
10月末日	1,285,011,106	-	13,818	-
11月末日	1,295,064,951	-	13,760	-

12月末日	1,369,911,319	-	14,194	-
2025年 1月末日	1,367,076,594	-	14,144	-
2月末日	1,370,653,049	-	13,973	-
3月末日	1,381,015,179	-	13,879	-
4月末日	1,339,609,591	-	13,154	-
5月末日	1,385,437,646	-	13,440	-
6月末日	1,471,259,139	-	13,836	-
7月末日	1,562,285,041	-	14,450	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Jリートアクティブ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	243,020,514	243,020,514	9,491	9,491
第2期 (2023年 7月31日)	317,325,733	317,325,733	9,310	9,310
第3期 (2024年 7月31日)	411,619,684	411,619,684	8,724	8,724
第4期 (2025年 7月31日)	604,273,787	604,273,787	9,880	9,880
2024年 7月末日	411,619,684	-	8,724	-
8月末日	425,584,137	-	9,003	-
9月末日	429,599,545	-	8,908	-
10月末日	487,321,408	-	8,523	-
11月末日	485,458,568	-	8,550	-
12月末日	492,739,939	-	8,608	-
2025年 1月末日	520,636,637	-	8,928	-
2月末日	532,093,004	-	8,986	-
3月末日	540,706,055	-	9,089	-
4月末日	535,484,676	-	9,023	-
5月末日	549,808,721	-	9,212	-
6月末日	580,616,995	-	9,522	-
7月末日	604,273,787	-	9,880	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	63,768,882	63,768,882	8,664	8,664
第2期 (2023年 7月31日)	67,783,575	67,783,575	7,526	7,526
第3期 (2024年 7月31日)	48,459,524	48,459,524	7,803	7,803
第4期 (2025年 7月31日)	33,961,734	33,961,734	7,842	7,842
2024年 7月末日	48,459,524	-	7,803	-
8月末日	49,503,408	-	8,129	-

9月末日	50,391,530	-	8,353	-
10月末日	44,327,942	-	8,183	-
11月末日	39,552,045	-	8,383	-
12月末日	35,651,005	-	7,793	-
2025年 1月末日	35,253,672	-	7,706	-
2月末日	37,231,843	-	7,886	-
3月末日	36,507,924	-	7,691	-
4月末日	33,770,941	-	7,504	-
5月末日	34,685,906	-	7,707	-
6月末日	34,561,161	-	7,680	-
7月末日	33,961,734	-	7,842	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	317,394,814	317,394,814	10,690	10,690
第2期 (2023年 7月31日)	394,763,027	394,763,027	10,255	10,255
第3期 (2024年 7月31日)	601,708,453	601,708,453	12,441	12,441
第4期 (2025年 7月31日)	614,238,789	614,238,789	12,642	12,642
2024年 7月末日	601,708,453	-	12,441	-
8月末日	601,123,038	-	12,294	-
9月末日	631,593,654	-	12,772	-
10月末日	576,349,070	-	13,301	-
11月末日	589,087,865	-	13,499	-
12月末日	579,513,388	-	13,120	-
2025年 1月末日	571,763,563	-	12,769	-
2月末日	571,760,008	-	12,679	-
3月末日	572,220,805	-	12,539	-
4月末日	534,430,709	-	11,632	-
5月末日	566,489,960	-	12,170	-
6月末日	578,218,432	-	12,057	-
7月末日	614,238,789	-	12,642	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2022年 8月 1日)	4,483,998,078	4,483,998,078	8,904	8,904
第2期 (2023年 7月31日)	7,538,156,131	7,538,156,131	8,606	8,606
第3期 (2024年 7月31日)	11,721,974,025	11,721,974,025	8,432	8,432

第4期（2025年 7月31日）	16,799,022,866	16,799,022,866	8,548	8,548
2024年 7月末日	11,721,974,025	-	8,432	-
8月末日	11,826,273,117	-	8,368	-
9月末日	11,959,841,062	-	8,283	-
10月末日	13,844,664,879	-	8,328	-
11月末日	14,300,904,489	-	8,355	-
12月末日	14,610,664,198	-	8,391	-
2025年 1月末日	14,813,483,959	-	8,324	-
2月末日	14,665,495,497	-	8,230	-
3月末日	14,518,115,454	-	8,115	-
4月末日	15,292,298,462	-	8,468	-
5月末日	16,162,601,655	-	8,437	-
6月末日	16,494,413,324	-	8,536	-
7月末日	16,799,022,866	-	8,548	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2022年 8月 1日）	1,503,654,938	1,503,654,938	9,592	9,592
第2期（2023年 7月31日）	2,036,056,802	2,036,056,802	8,696	8,696
第3期（2024年 7月31日）	2,244,778,776	2,244,778,776	8,399	8,399
第4期（2025年 7月31日）	2,552,152,667	2,552,152,667	7,610	7,610
2024年 7月末日	2,244,778,776	-	8,399	-
8月末日	2,185,037,963	-	8,108	-
9月末日	2,201,946,206	-	8,139	-
10月末日	2,499,848,307	-	7,909	-
11月末日	2,482,623,197	-	8,018	-
12月末日	2,427,312,882	-	7,735	-
2025年 1月末日	2,492,594,308	-	7,936	-
2月末日	2,566,119,741	-	7,976	-
3月末日	2,602,254,880	-	8,065	-
4月末日	2,501,277,007	-	7,759	-
5月末日	2,552,119,984	-	7,812	-
6月末日	2,546,833,202	-	7,764	-
7月末日	2,552,152,667	-	7,610	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

日興FWS・日本株クオリティ

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0

第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・日本株市場型アクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・日本債アクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0

第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Jリートアクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月 3日～2022年 8月 1日	0
第2期	2022年 8月 2日～2023年 7月31日	0
第3期	2023年 8月 1日～2024年 7月31日	0
第4期	2024年 8月 1日～2025年 7月31日	0

③【収益率の推移】

日興FWS・日本株クオリティ

	収益率（％）
第1期	△16.0
第2期	8.4
第3期	14.1
第4期	8.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

	収益率（％）
第1期	1.9
第2期	26.2
第3期	20.0
第4期	6.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△12.8
第2期	3.7
第3期	6.0
第4期	3.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	5.4
第2期	14.6
第3期	22.4
第4期	4.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△16.0
第2期	7.5
第3期	16.1
第4期	11.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	△4.7
第2期	18.1
第3期	36.0
第4期	12.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△27.4
第2期	3.7
第3期	△4.5
第4期	15.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	△11.3
第2期	12.8
第3期	10.9
第4期	16.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・日本債アクティブ

	収益率（％）
--	--------

第1期	△2.5
第2期	△1.7
第3期	△2.8
第4期	△3.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△11.6
第2期	△9.5
第3期	△1.7
第4期	△0.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	2.3
第2期	△0.1
第3期	12.9
第4期	2.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△19.5
第2期	△0.2
第3期	4.5
第4期	5.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	△2.3
第2期	13.2
第3期	22.2
第4期	6.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Jリートアクティブ

	収益率（％）
第1期	△5.1
第2期	△1.9
第3期	△6.3
第4期	13.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△13.4
第2期	△13.1
第3期	3.7
第4期	0.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	6.9
第2期	△4.1
第3期	21.3
第4期	1.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

	収益率（％）
第1期	△11.0
第2期	△3.3
第3期	△2.0
第4期	1.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

	収益率（％）
第1期	△4.1
第2期	△9.3

第3期	△3.4
第4期	△9.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

日興FWS・日本株クオリティ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,631,801,157	73,048,333
第2期	643,450,337	481,186,405
第3期	654,374,660	338,166,657
第4期	416,368,964	321,162,890

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・日本株市場型アクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,046,330,644	100,578,955
第2期	735,593,123	383,254,324
第3期	630,331,991	435,320,948
第4期	465,838,492	167,294,336

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	318,632,536	28,454,332
第2期	220,669,190	134,439,806
第3期	104,085,840	195,218,944
第4期	39,570,330	65,554,608

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,403,547,329	99,040,665
第2期	1,042,206,473	243,490,237
第3期	551,891,702	530,210,843
第4期	576,759,282	458,349,261

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
--	---------	---------

第1期	719,572,921	39,366,966
第2期	336,512,551	347,858,250
第3期	47,237,674	320,863,695
第4期	41,759,117	130,956,737

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	3,551,695,036	312,003,372
第2期	1,689,873,278	672,851,503
第3期	1,749,435,114	1,257,031,979
第4期	978,970,356	1,010,296,971

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	168,137,512	9,746,786
第2期	215,261,304	101,546,332
第3期	52,872,815	77,812,709
第4期	11,306,319	48,797,565

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	654,278,105	17,314,371
第2期	617,626,246	123,472,377
第3期	559,863,132	219,384,415
第4期	421,599,851	194,446,766

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・日本債アクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,436,467,036	112,065,808
第2期	1,413,276,325	387,749,238
第3期	1,268,498,436	576,016,058
第4期	1,213,483,064	407,488,603

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	119,979,230	7,720,650

第2期	47,106,188	46,402,529
第3期	12,405,160	76,628,487
第4期	9,333,946	23,652,325

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	183,726,162	9,397,516
第2期	320,760,031	50,943,855
第3期	813,010,504	110,535,173
第4期	280,064,145	103,317,805

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	48,679,343	1,482,896
第2期	39,177,564	26,952,526
第3期	10,339,754	38,292,303
第4期	15,015	11,283,309

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	231,577,978	11,158,148
第2期	342,425,888	62,664,255
第3期	538,376,403	87,060,067
第4期	254,137,152	124,505,769

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Jリートアクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	272,959,552	16,914,176
第2期	133,297,786	48,507,600
第3期	189,783,340	58,788,204
第4期	193,860,173	54,104,728

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	74,823,285	1,219,150
第2期	49,561,173	33,093,784

第3期	9,634,941	37,602,522
第4期	2,746,014	21,545,097

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	319,945,449	23,041,947
第2期	152,015,782	63,957,502
第3期	146,528,626	47,843,831
第4期	97,602,611	95,360,306

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	5,376,690,205	340,622,233
第2期	6,083,141,223	2,359,773,982
第3期	7,107,819,393	1,965,408,036
第4期	8,066,510,732	2,314,673,886

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,609,783,395	42,091,513
第2期	1,407,610,960	634,036,744
第3期	799,019,544	467,747,994
第4期	1,004,611,788	323,542,270

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	2,898,275,400	57.34
特殊債券	日本	399,926,600	7.91
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,756,568,061	34.75
合計（純資産総額）		5,054,770,061	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1 2 5 1 国 庫短期証券	1,000,000,000	99.97	999,738,000	99.98	999,781,000	0.000	2025/08/20	19.78
日本	国債 証券	1 2 5 7 国 庫短期証券	500,000,000	99.94	499,685,500	99.94	499,693,500	0.000	2025/09/22	9.89
日本	国債 証券	1 3 1 5 国 庫短期証券	500,000,000	99.93	499,662,000	99.93	499,652,500	0.000	2025/09/29	9.88
日本	国債 証券	1 3 2 1 国 庫短期証券	500,000,000	99.89	499,458,000	99.90	499,482,000	0.000	2025/10/27	9.88
日本	国債 証券	1 2 9 8 国 庫短期証券	400,000,000	99.92	399,667,600	99.92	399,666,400	0.000	2025/10/10	7.91
日本	特殊 債券	3 0 政保 政策投資C	200,000,000	99.99	199,980,400	99.99	199,982,800	0.425	2025/09/11	3.96
日本	特殊 債券	2 5 8 政 保道路機構	200,000,000	99.96	199,916,200	99.97	199,943,800	0.386	2025/10/31	3.96

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	57.34
特殊債券	7.91
合 計	65.25

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日: 2025年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■日本株クオリティ



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■日本株市場型アクティブ



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株クオリティヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株クオリティヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株市場型アクティブヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株市場型アクティブヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株アクティブヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株アクティブヘッジ無

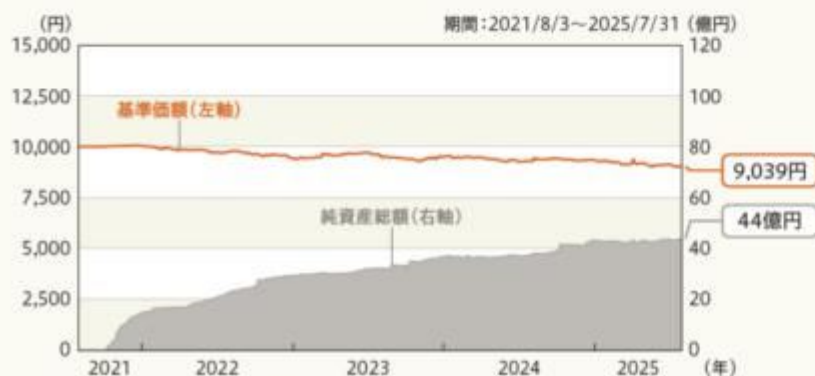


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■日本債アクティブ



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債アクティブヘッジ有

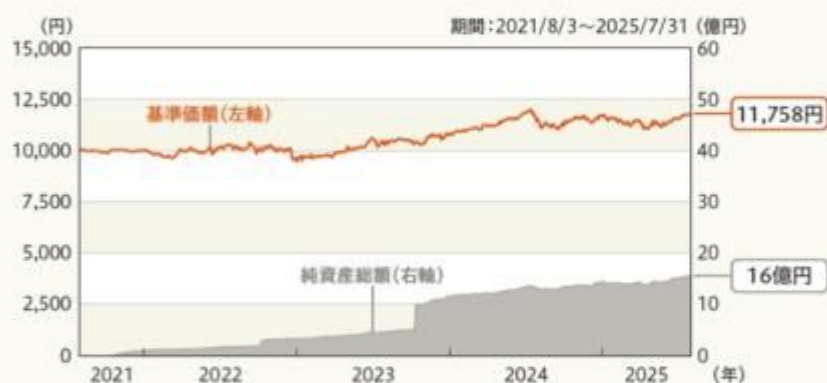


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債アクティブヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債アクティブヘッジ有

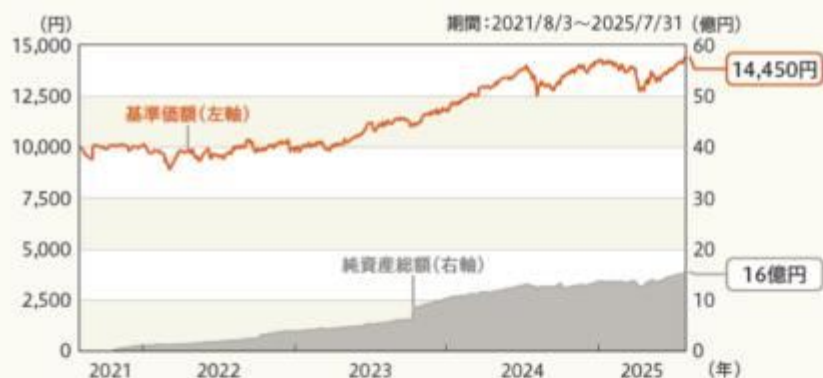


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債アクティブヘッジ無

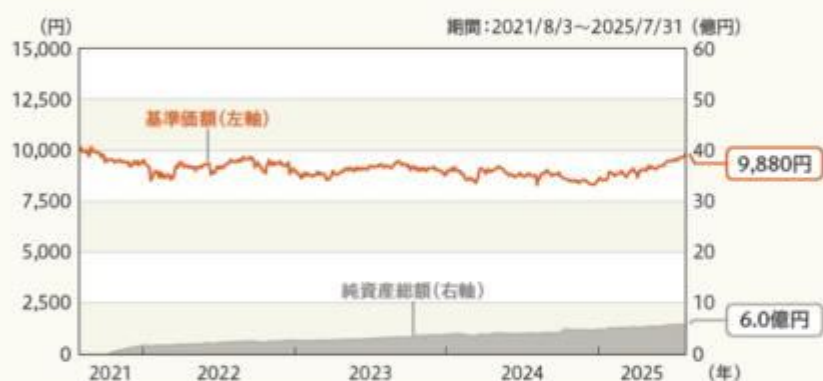


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Jリートアクティブ



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートアクティブヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートアクティブヘッジ無



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ヘッジファンドマルチ戦略



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ヘッジファンドアクティブ戦略



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2025年7月	0円
2024年7月	0円
2023年7月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■日本株クオリティ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.03
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.97
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	コムジェスト日本株式ファンド (適格機関投資家限定)	98.03
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)

当該投資信託が投資している「コムジェスト日本株式マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
日本	三菱重工業	資本財・サービス	5.0
日本	日立製作所	資本財・サービス	4.3
日本	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	一般消費財・サービス	3.8
日本	味の素	生活必需品	3.7
日本	第一生命ホールディングス	金融	3.7
日本	オービック	情報技術	3.7
日本	ソニーグループ	一般消費財・サービス	3.6
日本	ダイフク	資本財・サービス	3.3
日本	デクセリアルズ	情報技術	3.2
日本	オリックス	金融	3.1

※コムジェスト・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■日本株市場型アクティブ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.08
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.92
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア (High α Type) (適格機関投資家専用)	98.08
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type) (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「日本株アクティブコア(High α Type) マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	銘柄名	業種*	比率(%)
日本	住友電気工業	資本財	3.6
日本	リクルートホールディングス	情報・システム	3.5
日本	三井住友トラストグループ	金融	3.2
日本	ソニーグループ	電機	3.2
日本	SOMPOホールディングス	金融	3.0
日本	ふくおかフィナンシャルグループ	金融	3.0
日本	大成建設	インフラ	2.9
日本	T&Dホールディングス	金融	2.7
日本	信越化学工業	電機	2.5
日本	ダイキン工業	資本財	2.4

*業種は、野村アセットマネジメント株式会社独自の分類方法です。

※野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■先進国株クオリティヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.52
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.47
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	97.52
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

■先進国株クオリティヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.58
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.42
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	97.58
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

- MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) /
MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)

当該各投資信託が投資している「MFSグローバル・クオリティ・グロース株マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)(2025年6月30日現在)

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	マイクロソフト	情報技術	7.3
台湾	台湾セミコンダクター	情報技術	3.7
アメリカ	ビザ	金融	3.4
アメリカ	エヌビディア	情報技術	2.8
中国	騰訊控股[テンセント・ホールディングス]	コミュニケーション・サービス	2.7
インド	HDFC銀行	金融	2.4
アメリカ	アクセンチュア	情報技術	2.3
アメリカ	セールスフォース	情報技術	2.2
アメリカ	ステリス	ヘルスケア	2.2
アメリカ	トランスユニオン	資本財・サービス	2.1

※MFSインベストメント・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■先進国株市場型アクティブヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.67
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.32
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	97.67
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

■先進国株市場型アクティブヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.76
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	97.76
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

- ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）/
ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

当該各投資信託が投資している「先進国マルチテーマ マザーファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	8.0
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	7.8
アメリカ	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	3.9
アメリカ	BROADCOM INC	情報技術	3.8
アメリカ	GE VERNOVA INC	資本財・サービス	2.8
アメリカ	WALMART INC	生活必需品	2.8
アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	2.8
フランス	SAFRAN SA	資本財・サービス	2.6
アメリカ	UBER TECHNOLOGIES INC	資本財・サービス	2.5
アメリカ	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア	2.5

※野村アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ 新興国株アクティブヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.65
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.34
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド （限定為替ヘッジ）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	97.65
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.01

■ 新興国株アクティブヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.80
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.20
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド （為替ヘッジなし）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	97.80
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.00

▶ 投資対象とする投資信託の現況

- Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（限定為替ヘッジ）（FOFs用）（適格機関投資家限定）/
Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（為替ヘッジなし）（FOFs用）（適格機関投資家限定）

当該各投資信託が投資している「エマージング・ハイクオリティ株式マザーファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	銘柄名	業種	比率(%)
中国	TENCENT HOLDINGS LTD	コミュニケーション・サービス	5.8
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR	情報技術	5.6
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	情報技術	4.5
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR SP ADR	情報技術	3.8
中国	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス	3.5
インド	RELIANCE INDUSTRIES LTD GDR	エネルギー	3.2
インド	BHARTI AIRTEL LTD	コミュニケーション・サービス	2.6
インド	HDFC BANK LTD ADR	金融	2.5
韓国	SK HYNIX INC	情報技術	2.5
インドネシア	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT ADR	コミュニケーション・サービス	1.9

※アセットマネジメントOne株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■日本債アクティブ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.54
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.46
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	97.54
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	第368回利付国債10年	0.200	2032/09/20	5.0
日本	第167回利付国債20年	0.500	2038/12/20	3.1
日本	第474回利付国債2年	0.700	2027/07/01	2.9
日本	第2回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	1.934	2029/06/25	2.9
日本	第191回利付国債20年	2.000	2044/12/20	2.6
日本	第462回利付国債2年	0.400	2026/07/01	2.5
日本	第379回利付国債10年	1.500	2035/06/20	2.4
日本	第3回住友化学無担保社債(劣後特約付)	3.300	2029/09/12	2.2
日本	第378回利付国債10年	1.400	2035/03/20	2.1
日本	楽天グループユーロ円債29/04/24	6.000	2029/04/24	1.9

※償還期限は、繰上償還条項が付与されている場合、最初の繰上償還可能日を記載しています。

※明治安田アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■先進国債アクティブヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.47
親投資信託受益証券	日本	0.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.46
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	97.47
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.07

■先進国債アクティブヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.09
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.91
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	98.09
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ GIM先進国債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）／

GIM先進国債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

当該各投資信託が投資している「GIM先進国債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）（2025年6月30日現在）

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	US T-NOTE 4.25% NOV26	4.250	2026/11/30	2.7
中国	CHINAGOV2.11%AUG34 INBK	2.110	2034/08/25	2.3
アメリカ	US T-BOND 4.75% FEB45	4.750	2045/02/15	2.0
イタリア	ITALY BTP 2.65% JUN28	2.650	2028/06/15	1.8
アメリカ	US T-BILL 28AUG25	0.000	2025/08/28	1.7
アメリカ	US T-NOTE 0.625% MAY30	0.625	2030/05/15	1.6
オーストラリア	AUSTRALIA 2% AUG35 35CI	2.745	2035/08/21	1.6
スペイン	SPAIN GOVT 3.45% JUL43	3.450	2043/07/30	1.5
中国	CHINAGOV2.27%MAY34 INBK	2.270	2034/05/25	1.4
アメリカ	US T-NOTE 4.25% FEB29	4.250	2029/02/28	1.3

※JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■ 新興国債アクティブヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	97.97
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1.92
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
バミューダ	投資信託 受益証券	ビムコバミューダトラストⅡ-ビムコエマージングボンド （エン・ヘッジド）インカムファンド	97.97
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.11

■ 新興国債アクティブヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	97.34
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.66
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
バミューダ	投資信託 受益証券	ビムコバミューダトラストⅡ-ビムコエマージングボンド インカムファンド	97.34
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.00

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ ビムコ バミューダ トラストⅡ - ビムコ エマージング ボンド（エン・ヘッジド）インカム ファンド／

ビムコ バミューダ トラストⅡ - ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド

当該各投資信託が投資対象とする「ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)*
エジプト	EGYPT GOVT SR UNSEC	6.375	2031/04/11	2.0
メキシコ	PEMEX SR UNSEC	7.690	2050/01/23	1.4
イスラエル	ISRAEL GOVT	5.000	2026/10/30	1.2
アゼルバイジャン	SOUTHERN GAS CORRIDOR GOV GTD UNSEC REGS	6.875	2026/03/24	1.2
ナイジェリア	REPUBLIC OF NIGERIA REGS	6.500	2027/11/28	1.2
サウジアラビア	GACI FIRST INVESTMENT SR UNSEC REGS	4.875	2035/02/14	1.0
アゼルバイジャン	STEAS FUNDING 1 DAC	7.230	2026/03/17	1.0
グアテマラ	GUATEMALA GOVT BOND REGS	4.875	2028/02/13	1.0
エジプト	EGYPT GOVERNMENT BOND	21.954	2028/03/04	0.9
チリ	CODELCO INC SR UNSEC REGS	4.875	2044/11/04	0.9

*比率は、ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)の純資産総額に対する時価の比率です。

※ビムコジャパン/リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■Jリートアクティブ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.91
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.09
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)	97.91
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「J-REIT・リサーチ マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	銘柄名	用途区分	比率(%)
日本	KDX不動産投資法人	オフィス	7.6
日本	平和不動産リート投資法人	住宅	7.1
日本	ヒューリックリート投資法人	オフィス	6.6
日本	日本プライムリアルティ投資法人	オフィス	5.7
日本	積水ハウス・リート投資法人	住宅	5.4
日本	ユナイテッド・アーバン投資法人	商業・物流等	3.7
日本	NTT都市開発リート投資法人	オフィス	3.6
日本	大和証券リビング投資法人	住宅	3.3
日本	森ヒルズリート投資法人	オフィス	3.1
日本	大和ハウスリート投資法人	商業・物流等	3.0

※三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■Gリートアクティブヘッジ有

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.34
親投資信託受益証券	日本	0.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.60
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リート・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定)	97.34
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.06

■Gリートアクティブヘッジ無

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.68
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.32
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リート(適格機関投資家限定)	97.68
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

- SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり（適格機関投資家限定）/
大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF（適格機関投資家限定）

当該各投資信託が投資している「外国リートマザーファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	銘柄名	比率(%)
アメリカ	WELLTOWER INC	8.4
アメリカ	PROLOGIS INC	7.0
アメリカ	EQUINIX INC	6.2
オーストラリア	GOODMAN GROUP	4.3
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.1
アメリカ	EXTRA SPACE STORAGE INC	3.9
アメリカ	VENTAS INC	3.7
アメリカ	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3.2
フランス	KLEPIERRE	3.0
アメリカ	VICI PROPERTIES INC	2.8

■ ヘッジファンドマルチ戦略

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.31
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2.69
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド （適格機関投資家限定）	97.31
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	0.00

▶ 投資対象とする投資信託の現況

- SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド（適格機関投資家限定）

投資銘柄

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)*
ケイマン諸島	JPY 2021-12 Notes link GSIS184E due 2031 0 09/08/31	0.000	2031/09/08	95.0

*比率は、SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド（適格機関投資家限定）の純資産総額に対する時価の比率です。

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ヘッジファンドアクティブ戦略

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	97.19
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.81
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	97.19
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

▶投資対象とする投資信託の現況

■カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「カレンシー・アルファ・エンハンスド・マザーファンド」の投資銘柄および通貨別構成比率は、以下の通りです。

投資銘柄

国・地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	第1281回国庫短期証券	0.000	2026/01/20	32.5
日本	第1263回国庫短期証券	0.000	2025/10/20	31.0

通貨別構成

ロングポジション		ショートポジション	
通貨	比率(%)	通貨	比率(%)
ノルウェークローネ	66.1	スイスフラン	△61.3
ユーロ	39.7	スウェーデンクローナ	△30.8
イギリスポンド	9.0	ニュージーランドドル	△27.3
－	－	アメリカドル	△23.4
－	－	オーストラリアドル	△22.0
－	－	カナダドル	△1.6

※通貨別構成の比率は、通貨ごとのロングとショートを合算して算出し、日本円を除いています。

※フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社から入手した情報を基に委託会社作成

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	57.34
特殊債券	日本	7.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34.75
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

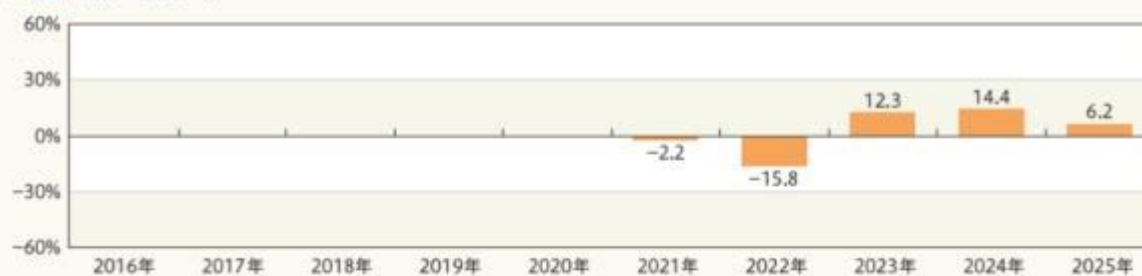
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	19.78
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.89
日本	国債証券	1315国庫短期証券	0.000	2025/09/29	9.88
日本	国債証券	1321国庫短期証券	0.000	2025/10/27	9.88
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.91
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.96
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.96

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入国債証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

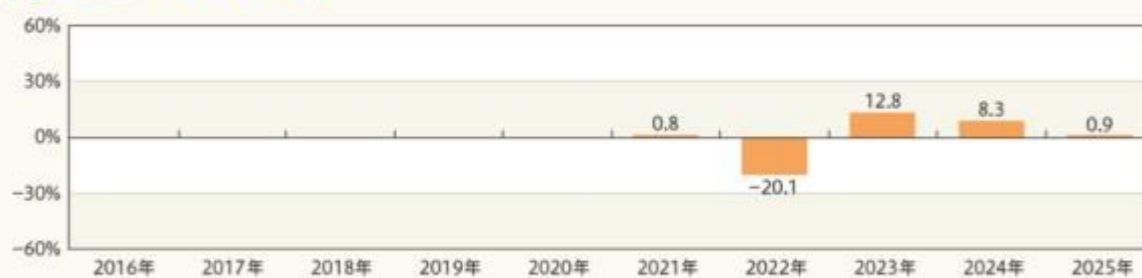
■日本株クオリティ



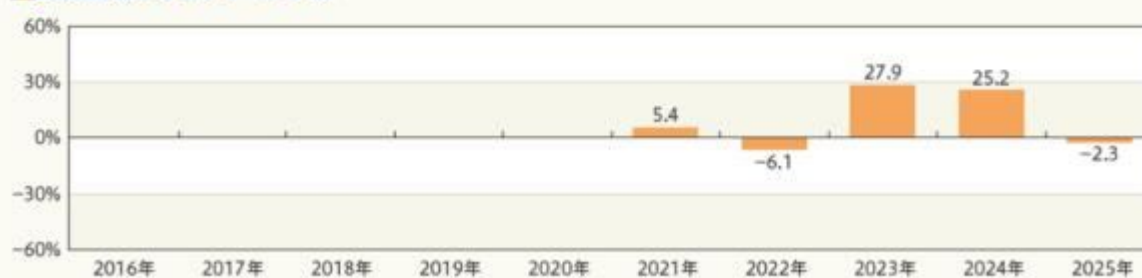
■日本株市場型アクティブ



■先進国株クオリティヘッジ有



■先進国株クオリティヘッジ無



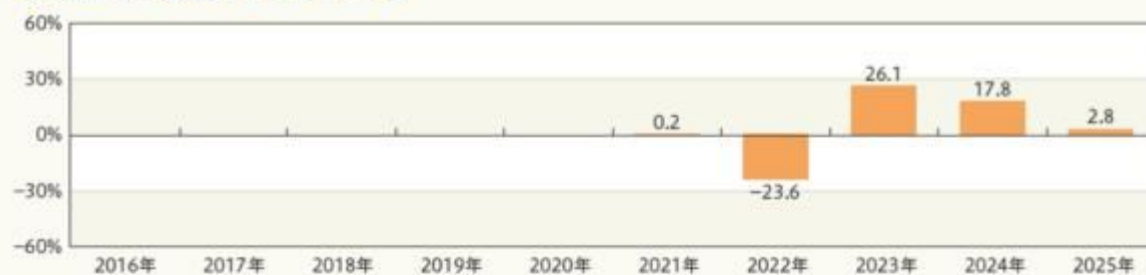
※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

■先進国株市場型アクティブヘッジ有



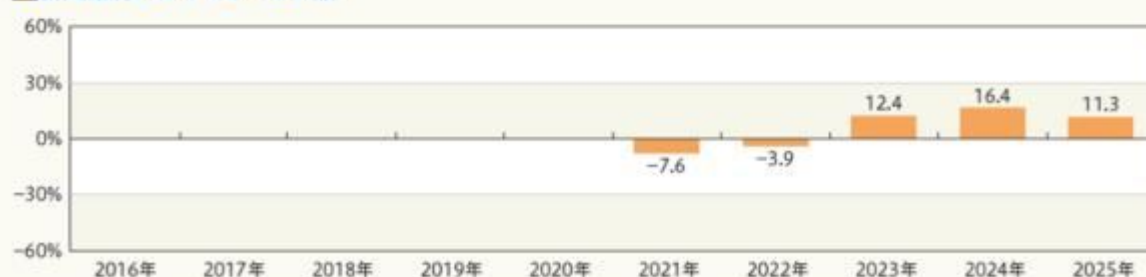
■先進国株市場型アクティブヘッジ無



■新興国株アクティブヘッジ有



■新興国株アクティブヘッジ無



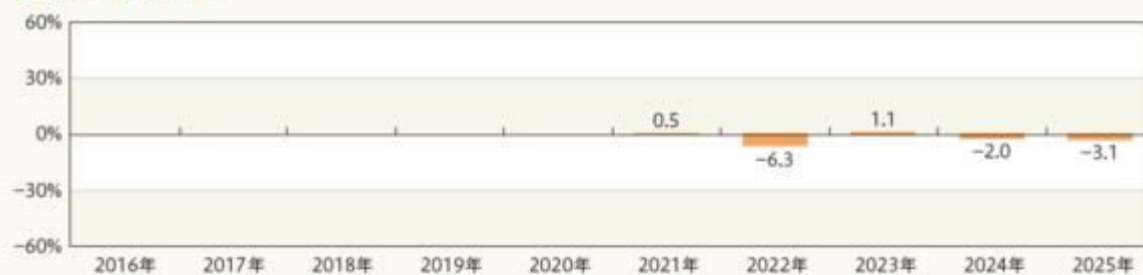
※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

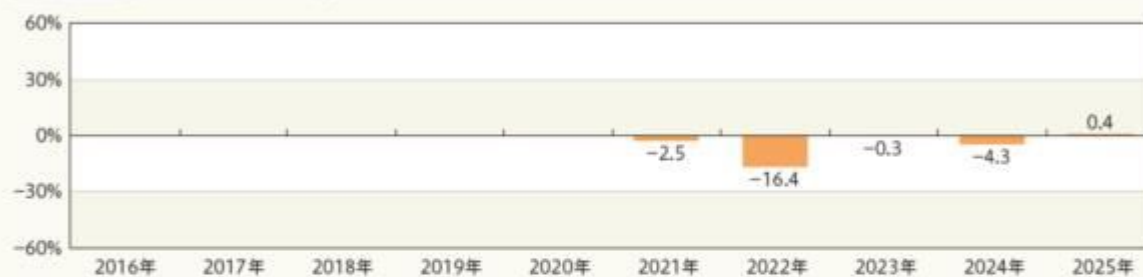
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

■日本債アクティブ



■先進国債アクティブヘッジ有



■先進国債アクティブヘッジ無



■新興国債アクティブヘッジ有



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

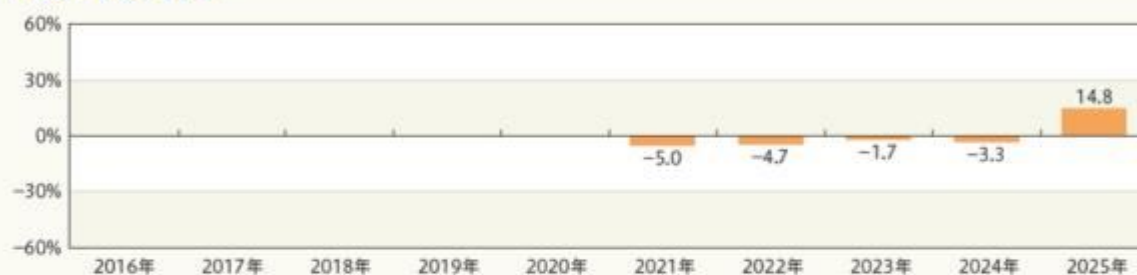
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

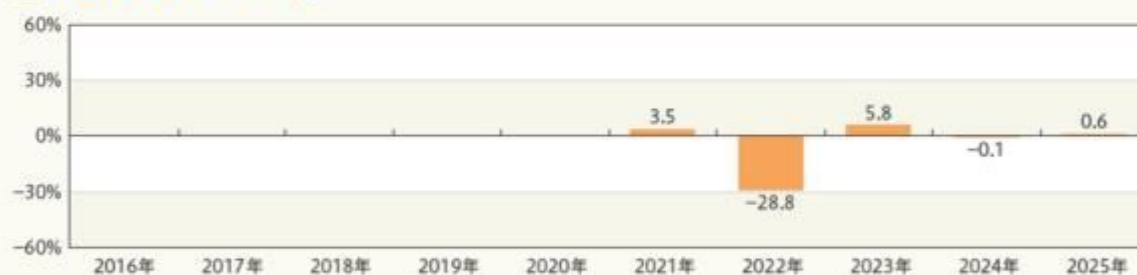
■新興国債アクティブヘッジ無



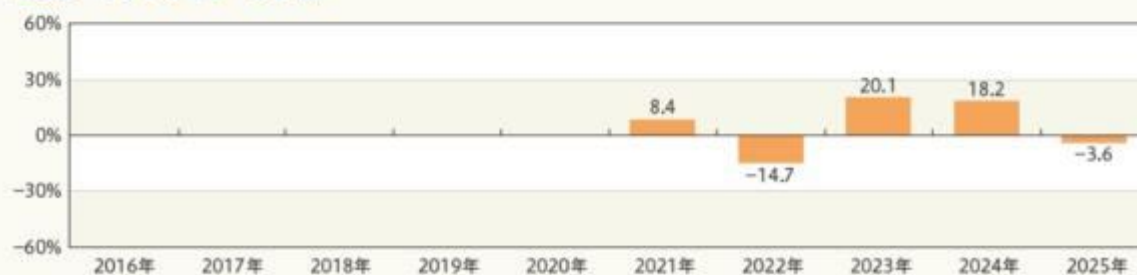
■Jリートアクティブ



■Gリートアクティブヘッジ有



■Gリートアクティブヘッジ無



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
-------	-------

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ユーレックスの休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がユーレックスの休業日 ・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日
ヘッジファンドアクティブ戦略	・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日

※「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Jリートアクティブ」は、申込不可日はありません。

※申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ロ 申込価額

各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
-------	------

日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数
--	-------------------------

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がロンドンの取引所の休業日
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日が香港の取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	・ニューヨークの取引所の休業日 ・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日
ヘッジファンドマルチ戦略	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ユーレックスの休業日 ・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日 ・翌営業日がロンドンの銀行の休業日 ・翌営業日がユーレックスの休業日 ・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日（土日を除く）を2日連続で含むこととなる日

ヘッジファンドアクティブ戦略	・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日 ・ブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日 ・翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日 ・翌営業日が12月24日 ・翌営業日がブラックロック・ストラテジック・ファンズ ブラックロック・システムティック・スタイル・ファクター・ファンド クラスI2（JPYヘッジド）の管理会社が別途定める日
----------------	---

※「日本株クオリティ」、「日本株市場型アクティブ」、「日本債アクティブ」、「Jリートアクティブ」は、申込不可日はありません。

※申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 日本債アクティブ 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Jリートアクティブ Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドアクティブ戦略	6営業日目
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略	7営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ファンド名	一部解約価額
-------	--------

日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株クオリティ	NS日株ク
日本株市場型アクティブ	NS日株市
先進国株クオリティヘッジ有	NS先株ク有
先進国株クオリティヘッジ無	NS先株ク無

先進国株市場型アクティブヘッジ有	N S先株市有
先進国株市場型アクティブヘッジ無	N S先株市無
新興国株アクティブヘッジ有	N S興株ア有
新興国株アクティブヘッジ無	N S興株ア無
日本債アクティブ	N S日債ア
先進国債アクティブヘッジ有	N S先債ア有
先進国債アクティブヘッジ無	N S先債ア無
新興国債アクティブヘッジ有	N S興債ア有
新興国債アクティブヘッジ無	N S興債ア無
Jリートアクティブ	N S Jリア
Gリートアクティブヘッジ有	N S Gリア有
Gリートアクティブヘッジ無	N S Gリア無
ヘッジファンドマルチ戦略	N S H Fマル
ヘッジファンドアクティブ戦略	N S H Fアク

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年8月3日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に

対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）は、当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興FWS・日本株クオリティ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	204,721	282,516
コール・ローン	43,398,500	49,568,611
投資信託受益証券	2,073,979,659	2,350,144,841
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	7,003,847	-
流動資産合計	2,124,606,711	2,400,016,011
資産合計	2,124,606,711	2,400,016,011
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,160,330	-
未払受託者報酬	279,894	299,986
未払委託者報酬	2,015,457	2,160,218
その他未払費用	101,447	106,734
流動負債合計	9,557,128	2,566,938
負債合計	9,557,128	2,566,938
純資産の部		
元本等		
元本	2,037,224,759	2,132,430,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	77,824,824	265,018,240
（分配準備積立金）	228,435,614	382,162,126
元本等合計	2,115,049,583	2,397,449,073
純資産合計	2,115,049,583	2,397,449,073
負債純資産合計	2,124,606,711	2,400,016,011

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	11,968	163,955
有価証券売買等損益	259,065,546	190,360,583
営業収益合計	259,077,514	190,524,538
営業費用		
支払利息	9,188	-
受託者報酬	508,068	593,904
委託者報酬	3,658,654	4,276,738
その他費用	102,283	106,734
営業費用合計	4,278,193	4,977,376
営業利益又は営業損失（△）	254,799,321	185,547,162
経常利益又は経常損失（△）	254,799,321	185,547,162
当期純利益又は当期純損失（△）	254,799,321	185,547,162
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,322,163	△722,634
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△154,497,901	77,824,824
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,009,559	12,598,367
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,009,559	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	12,598,367
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,163,992	11,674,747
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	11,674,747
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,163,992	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	77,824,824	265,018,240

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,037,224,759口	2,132,430,833口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0382円 (1万口当たりの純資産額10,382円)	1口当たり純資産額 1.1243円 (1万口当たりの純資産額11,243円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,671円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(228,431,943円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は228,435,614円(1万口当たり1,121.31円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(159,518円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(186,110,278円)、収益調整金(43,196,099円)、および分配準備積立金(195,892,330円)より、分配対象収益は425,358,225円(1万口当たり1,994.71円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	256,342,419円
親投資信託受益証券	△4円
合計	256,342,415円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	191,799,114円
親投資信託受益証券	59円
合計	191,799,173円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	1,721,016,756円	2,037,224,759円
期中追加設定元本額	654,374,660円	416,368,964円
期中一部解約元本額	338,166,657円	321,162,890円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	コムジェスト日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	993,844,818	2,350,144,841	
	投資信託受益証券 小計		2,350,144,841	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			2,350,164,884	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・日本株市場型アクティブ】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	252,539	339,118
コール・ローン	53,535,269	59,499,590
投資信託受益証券	2,254,260,502	2,900,062,359
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	3,949,932	-
流動資産合計	2,312,018,226	2,959,921,110
資産合計	2,312,018,226	2,959,921,110
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,816,873	-
未払受託者報酬	295,907	361,109
未払委託者報酬	2,130,853	2,600,334
その他未払費用	107,191	123,867
流動負債合計	6,350,824	3,085,310
負債合計	6,350,824	3,085,310
純資産の部		
元本等		
元本	1,493,101,531	1,791,645,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	812,565,871	1,165,190,113
（分配準備積立金）	541,866,294	691,663,458
元本等合計	2,305,667,402	2,956,835,800
純資産合計	2,305,667,402	2,956,835,800
負債純資産合計	2,312,018,226	2,959,921,110

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	13,106	198,077
有価証券売買等損益	363,637,540	195,961,084
営業収益合計	363,650,646	196,159,161
営業費用		
支払利息	10,251	-
受託者報酬	536,719	689,068
委託者報酬	3,864,998	4,961,976
その他費用	108,129	123,867
営業費用合計	4,520,097	5,774,911
営業利益又は営業損失（△）	359,130,549	190,384,250
経常利益又は経常損失（△）	359,130,549	190,384,250
当期純利益又は当期純損失（△）	359,130,549	190,384,250
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	27,757,656	△11,628,220
期首剰余金又は期首欠損金（△）	371,990,119	812,565,871
剰余金増加額又は欠損金減少額	236,581,533	240,902,449
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	236,581,533	240,902,449
剰余金減少額又は欠損金増加額	127,378,674	90,290,677
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	127,378,674	90,290,677
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	812,565,871	1,165,190,113

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,493,101,531口	1,791,645,687口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5442円 (1万口当たりの純資産額15,442円)	1口当たり純資産額 1.6503円 (1万口当たりの純資産額16,503円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,539円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（331,357,697円）、収益調整金（270,699,577円）、および分配準備積立金（210,504,058円）より、分配対象収益は812,565,871円（1万口当たり5,442.13円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（192,345円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（201,820,125円）、収益調整金（473,526,655円）、および分配準備積立金（489,650,988円）より、分配対象収益は1,165,190,113円（1万口当たり6,503.46円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	347,127,665円
親投資信託受益証券	△4円
合計	347,127,661円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	206,016,405円
親投資信託受益証券	59円
合計	206,016,464円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	1,298,090,488円	1,493,101,531円
期中追加設定元本額	630,331,991円	465,838,492円
期中一部解約元本額	435,320,948円	167,294,336円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラＦＯＦｓ用・日本株アクティブコア（High α Type） （適格機関投資家専用）	1,704,314,974	2,900,062,359	
	投資信託受益証券 小計		2,900,062,359	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			2,900,082,402	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,251	37,823
コール・ローン	7,472,748	6,636,213
投資信託受益証券	266,086,722	251,115,836
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	273,614,705	257,809,915
資産合計	273,614,705	257,809,915
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	37,706	35,550
未払委託者報酬	271,795	256,371
その他未払費用	18,753	13,180
流動負債合計	328,254	305,101
負債合計	328,254	305,101
純資産の部		
元本等		
元本	285,274,484	259,290,206
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,988,033	△1,785,392
（分配準備積立金）	16,504,850	21,336,689
元本等合計	273,286,451	257,504,814
純資産合計	273,286,451	257,504,814
負債純資産合計	273,614,705	257,809,915

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	2,154	25,430
有価証券売買等損益	12,467,265	9,584,804
営業収益合計	12,469,419	9,610,234
営業費用		
支払利息	1,924	-
受託者報酬	78,796	74,091
委託者報酬	567,921	534,127
その他費用	18,820	13,180
営業費用合計	667,461	621,398
営業利益又は営業損失（△）	11,801,958	8,988,836
経常利益又は経常損失（△）	11,801,958	8,988,836
当期純利益又は当期純損失（△）	11,801,958	8,988,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,768,340	662,295
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△36,323,399	△11,988,033
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,390,009	2,611,092
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,390,009	2,611,092
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,624,941	734,992
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,624,941	734,992
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,988,033	△1,785,392

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	285,274,484口	259,290,206口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 11,988,033円	元本の欠損 1,785,392円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9580円 (1万口当たりの純資産額9,580円)	1口当たり純資産額 0.9931円 (1万口当たりの純資産額9,931円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(845円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(15,567,535円)、収益調整金(357,778円)、および分配準備積立金(936,470円)より、分配対象収益は16,862,628円(1万口当たり591.10円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,119円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(8,303,422円)、収益調整金(2,316,963円)、および分配準備積立金(13,010,148円)より、分配対象収益は23,653,652円(1万口当たり912.25円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	16,368,302円
親投資信託受益証券	△4円
合計	16,368,298円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,006,901円
親投資信託受益証券	59円
合計	9,006,960円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	376,407,588円	285,274,484円
期中追加設定元本額	104,085,840円	39,570,330円
期中一部解約元本額	195,218,944円	65,554,608円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	M F S グローバル・クオリティ・グ ロース株ファンド（為替ヘッジあ り）（適格機関投資家専用）	244,919,376	251,115,836	
	投資信託受益証券 小計		251,115,836	
親投資信託受 益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			251,135,879	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	436,455	496,454
コール・ローン	92,523,299	87,104,883
投資信託受益証券	3,054,298,937	3,387,056,808
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	3,147,278,675	3,474,678,188
資産合計	3,147,278,675	3,474,678,188
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	425,466	426,702
未払委託者報酬	3,063,657	3,072,636
その他未払費用	186,467	155,359
流動負債合計	3,675,590	3,654,697
負債合計	3,675,590	3,654,697
純資産の部		
元本等		
元本	2,124,903,759	2,243,313,780
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,018,699,326	1,227,709,711
（分配準備積立金）	782,691,904	795,136,249
元本等合計	3,143,603,085	3,471,023,491
純資産合計	3,143,603,085	3,471,023,491
負債純資産合計	3,147,278,675	3,474,678,188

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	24,068	326,414
有価証券売買等損益	575,109,416	166,302,849
営業収益合計	575,133,484	166,629,263
営業費用		
支払利息	16,426	-
受託者報酬	777,597	864,068
委託者報酬	5,599,337	6,222,025
その他費用	187,965	155,359
営業費用合計	6,581,325	7,241,452
営業利益又は営業損失（△）	568,552,159	159,387,811
経常利益又は経常損失（△）	568,552,159	159,387,811
当期純利益又は当期純損失（△）	568,552,159	159,387,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	45,187,843	△5,947,697
期首剰余金又は期首欠損金（△）	437,938,555	1,018,699,326
剰余金増加額又は欠損金減少額	171,385,466	262,993,963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	171,385,466	262,993,963
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,989,011	219,319,086
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	113,989,011	219,319,086
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,018,699,326	1,227,709,711

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,124,903,759口	2,243,313,780口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4794円 (1万口当たりの純資産額14,794円)	1口当たり純資産額 1.5473円 (1万口当たりの純資産額15,473円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,525円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（523,337,686円）、収益調整金（236,007,422円）、および分配準備積立金（259,344,693円）より、分配対象収益は1,018,699,326円（1万口当たり4,794.10円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（312,698円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（165,022,810円）、収益調整金（432,573,462円）、および分配準備積立金（629,800,741円）より、分配対象収益は1,227,709,711円（1万口当たり5,472.75円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	534,875,142円
親投資信託受益証券	△4円
合計	534,875,138円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	166,559,753円
親投資信託受益証券	59円
合計	166,559,812円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	2,103,222,900円	2,124,903,759円
期中追加設定元本額	551,891,702円	576,759,282円
期中一部解約元本額	530,210,843円	458,349,261円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	M F S グローバル・クオリティ・グ ロース株ファンド（為替ヘッジな し）（適格機関投資家専用）	2,098,418,195	3,387,056,808	
	投資信託受益証券 小計		3,387,056,808	
親投資信託受 益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			3,387,076,851	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	50,846	49,255
コール・ローン	10,778,734	8,641,984
投資信託受益証券	404,149,364	349,161,295
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	414,998,928	357,872,577
資産合計	414,998,928	357,872,577
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	63,154	44,920
未払委託者報酬	455,006	323,594
その他未払費用	32,264	17,165
流動負債合計	550,424	385,679
負債合計	550,424	385,679
純資産の部		
元本等		
元本	395,234,235	306,036,615
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,214,269	51,450,283
（分配準備積立金）	55,517,765	72,085,144
元本等合計	414,448,504	357,486,898
純資産合計	414,448,504	357,486,898
負債純資産合計	414,998,928	357,872,577

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	2,928	33,585
有価証券売買等損益	70,923,573	40,659,721
営業収益合計	70,926,501	40,693,306
営業費用		
支払利息	3,237	-
受託者報酬	135,087	96,308
委託者報酬	973,143	693,870
その他費用	32,439	17,165
営業費用合計	1,143,906	807,343
営業利益又は営業損失（△）	69,782,595	39,885,963
経常利益又は経常損失（△）	69,782,595	39,885,963
当期純利益又は当期純損失（△）	69,782,595	39,885,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,889,889	5,259,324
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△64,887,549	19,214,269
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,153,590	4,098,110
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,153,590	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,098,110
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,944,478	6,488,735
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,488,735
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,944,478	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,214,269	51,450,283

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	395,234,235口	306,036,615口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0486円 (1万口当たりの純資産額10,486円)	1口当たり純資産額 1.1681円 (1万口当たりの純資産額11,681円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(671円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(55,517,094円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は55,517,765円(1万口当たり1,404.68円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(30,774円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(34,595,865円)、収益調整金(5,525,685円)、および分配準備積立金(37,458,505円)より、分配対象収益は77,610,829円(1万口当たり2,536.00円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	60,844,402円
親投資信託受益証券	△4円
合計	60,844,398円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	34,264,444円
親投資信託受益証券	59円
合計	34,264,503円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	668,860,256円	395,234,235円
期中追加設定元本額	47,237,674円	41,759,117円
期中一部解約元本額	320,863,695円	130,956,737円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラＦＯＦｓ用・先進国マルチ テーマファンド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家専用）	298,377,453	349,161,295	
	投資信託受益証券 小計		349,161,295	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			349,181,338	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	650,676	1,079,693
コール・ローン	137,935,522	189,436,517
投資信託受益証券	7,143,237,452	7,950,613,226
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	7,281,843,634	8,141,149,479
資産合計	7,281,843,634	8,141,149,479
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,155,316	-
未払受託者報酬	964,674	1,006,095
未払委託者報酬	6,945,967	7,244,145
その他未払費用	402,156	364,516
流動負債合計	9,468,113	8,614,756
負債合計	9,468,113	8,614,756
純資産の部		
元本等		
元本	4,749,116,574	4,717,789,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,523,258,947	3,414,744,764
（分配準備積立金）	2,109,436,865	2,520,128,800
元本等合計	7,272,375,521	8,132,534,723
純資産合計	7,272,375,521	8,132,534,723
負債純資産合計	7,281,843,634	8,141,149,479

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	39,870	564,841
有価証券売買等損益	1,783,148,493	852,416,982
営業収益合計	1,783,188,363	852,981,823
営業費用		
支払利息	30,819	-
受託者報酬	1,676,318	2,025,999
委託者報酬	12,070,085	14,587,769
その他費用	405,182	364,516
営業費用合計	14,182,404	16,978,284
営業利益又は営業損失（△）	1,769,005,959	836,003,539
経常利益又は経常損失（△）	1,769,005,959	836,003,539
当期純利益又は当期純損失（△）	1,769,005,959	836,003,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	145,475,516	9,727,759
期首剰余金又は期首欠損金（△）	536,268,931	2,523,258,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	537,113,429	606,682,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	537,113,429	606,682,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	173,653,856	541,472,308
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	173,653,856	541,472,308
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,523,258,947	3,414,744,764

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,749,116,574口	4,717,789,959口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5313円 (1万口当たりの純資産額15,313円)	1口当たり純資産額 1.7238円 (1万口当たりの純資産額17,238円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,750円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,623,482,128円）、収益調整金（413,822,082円）、および分配準備積立金（485,940,987円）より、分配対象収益は2,523,258,947円（1万口当たり5,313.11円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（546,579円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（825,729,201円）、収益調整金（894,615,964円）、および分配準備積立金（1,693,853,020円）より、分配対象収益は3,414,744,764円（1万口当たり7,238.02円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,672,677,998円
親投資信託受益証券	△4円
合 計	1,672,677,994円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	830,914,800円
親投資信託受益証券	59円
合 計	830,914,859円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	4,256,713,439円	4,749,116,574円
期中追加設定元本額	1,749,435,114円	978,970,356円
期中一部解約元本額	1,257,031,979円	1,010,296,971円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラＦＯＦｓ用・先進国マルチ テーマファンド（為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）	4,394,060,587	7,950,613,226	
	投資信託受益証券 小計		7,950,613,226	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			7,950,633,269	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,594	24,158
コール・ローン	5,001,737	4,238,612
投資信託受益証券	172,908,850	169,629,616
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	-	135,441
流動資産合計	177,954,165	174,047,870
資産合計	177,954,165	174,047,870
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	135,494
未払受託者報酬	25,218	22,607
未払委託者報酬	181,793	163,015
その他未払費用	14,313	8,288
流動負債合計	221,324	329,404
負債合計	221,324	329,404
純資産の部		
元本等		
元本	247,165,804	209,674,558
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△69,432,963	△35,956,092
（分配準備積立金）	-	13,805,272
元本等合計	177,732,841	173,718,466
純資産合計	177,732,841	173,718,466
負債純資産合計	177,954,165	174,047,870

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	1,313	15,581
有価証券売買等損益	△9,117,984	22,725,819
営業収益合計	△9,116,671	22,741,400
営業費用		
支払利息	1,185	-
受託者報酬	51,669	46,980
委託者報酬	372,590	338,810
その他費用	14,347	8,288
営業費用合計	439,791	394,078
営業利益又は営業損失（△）	△9,556,462	22,347,322
経常利益又は経常損失（△）	△9,556,462	22,347,322
当期純利益又は当期純損失（△）	△9,556,462	22,347,322
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,923,060	△135,021
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△67,315,830	△69,432,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,949,231	13,649,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,949,231	13,649,056
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,432,962	2,654,528
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,432,962	2,654,528
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△69,432,963	△35,956,092

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	247,165,804口	209,674,558口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 69,432,963円	元本の欠損 35,956,092円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7191円 (1万口当たりの純資産額7,191円)	1口当たり純資産額 0.8285円 (1万口当たりの純資産額8,285円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,106円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（13,790,166円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は13,805,272円（1万口当たり658.41円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△5,086,531円
親投資信託受益証券	△4円
合計	△5,086,535円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	22,812,483円
親投資信託受益証券	59円
合計	22,812,542円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	272,105,698円	247,165,804円
期中追加設定元本額	52,872,815円	11,306,319円
期中一部解約元本額	77,812,709円	48,797,565円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（限定為替ヘッジ）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	201,316,896	169,629,616	
	投資信託受益証券 小計		169,629,616	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			169,649,659	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	174,715	286,028
コール・ローン	37,037,494	50,184,745
投資信託受益証券	1,596,135,928	2,147,749,803
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	1,633,368,121	2,198,240,619
資産合計	1,633,368,121	2,198,240,619
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	38,963
未払受託者報酬	210,789	260,599
未払委託者報酬	1,517,954	1,876,557
その他未払費用	104,963	90,467
流動負債合計	1,833,706	2,266,586
負債合計	1,833,706	2,266,586
純資産の部		
元本等		
元本	1,471,596,320	1,698,749,405
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	159,938,095	497,224,628
（分配準備積立金）	205,117,692	474,377,057
元本等合計	1,631,534,415	2,195,974,033
純資産合計	1,631,534,415	2,195,974,033
負債純資産合計	1,633,368,121	2,198,240,619

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	10,616	157,320
有価証券売買等損益	145,571,117	304,240,737
営業収益合計	145,581,733	304,398,057
営業費用		
支払利息	7,997	-
受託者報酬	375,417	503,546
委託者報酬	2,703,522	3,626,163
その他費用	105,700	90,467
営業費用合計	3,192,636	4,220,176
営業利益又は営業損失（△）	142,389,097	300,177,881
経常利益又は経常損失（△）	142,389,097	300,177,881
当期純利益又は当期純損失（△）	142,389,097	300,177,881
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,391,433	7,284,497
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△351,724	159,938,095
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,501,611	66,310,963
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,501,611	66,310,963
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,456	21,917,814
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	209,456	21,917,814
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	159,938,095	497,224,628

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,471,596,320口	1,698,749,405口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1087円 (1万口当たりの純資産額11,087円)	1口当たり純資産額 1.2927円 (1万口当たりの純資産額12,927円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,373円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（139,985,978円）、収益調整金（35,946,368円）、および分配準備積立金（65,128,341円）より、分配対象収益は241,064,060円（1万口当たり1,638.11円）ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（153,913円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（292,739,471円）、収益調整金（96,794,715円）、および分配準備積立金（181,483,673円）より、分配対象収益は571,171,772円（1万口当たり3,362.31円）ありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	144,234,249円
親投資信託受益証券	△4円
合計	144,234,245円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	297,159,395円
親投資信託受益証券	59円
合計	297,159,454円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	1,131,117,603円	1,471,596,320円
期中追加設定元本額	559,863,132円	421,599,851円
期中一部解約元本額	219,384,415円	194,446,766円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド（為替ヘッジなし）（FOFs用）（適格機関投資家限定）	1,612,182,708	2,147,749,803	
	投資信託受益証券 小計		2,147,749,803	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			2,147,769,846	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・日本債アクティブ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	467,426	640,217
コール・ローン	99,088,746	112,328,563
投資信託受益証券	3,669,921,333	4,274,664,571
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	3,769,497,489	4,387,653,394
資産合計	3,769,497,489	4,387,653,394
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	437,075	585,615
未払委託者報酬	2,694,018	4,216,754
その他未払費用	157,203	183,712
流動負債合計	3,288,296	4,986,081
負債合計	3,288,296	4,986,081
純資産の部		
元本等		
元本	4,042,410,693	4,848,405,154
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△276,201,500	△465,737,841
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	3,766,209,193	4,382,667,313
純資産合計	3,766,209,193	4,382,667,313
負債純資産合計	3,769,497,489	4,387,653,394

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	24,737	374,246
有価証券売買等損益	△90,608,400	△124,866,858
営業収益合計	△90,583,663	△124,492,612
営業費用		
支払利息	19,491	-
受託者報酬	820,975	1,094,128
委託者報酬	4,805,583	7,503,511
その他費用	159,117	183,712
営業費用合計	5,805,166	8,781,351
営業利益又は営業損失（△）	△96,388,829	△133,273,963
経常利益又は経常損失（△）	△96,388,829	△133,273,963
当期純利益又は当期純損失（△）	△96,388,829	△133,273,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△7,763,983	△1,690,432
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△138,149,616	△276,201,500
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,190,833	27,563,250
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,190,833	27,563,250
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	74,617,871	85,516,060
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	74,617,871	85,516,060
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△276,201,500	△465,737,841

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,042,410,693口	4,848,405,154口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 276,201,500円	元本の欠損 465,737,841円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9317円 (1万口当たりの純資産額9,317円)	1口当たり純資産額 0.9039円 (1万口当たりの純資産額9,039円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△83,801,099円
親投資信託受益証券	△4円
合計	△83,801,103円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△123,347,590円
親投資信託受益証券	59円
合計	△123,347,531円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	3,349,928,315円	4,042,410,693円
期中追加設定元本額	1,268,498,436円	1,213,483,064円
期中一部解約元本額	576,016,058円	407,488,603円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	4,686,618,322	4,274,664,571	
	投資信託受益証券 小計		4,274,664,571	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			4,274,684,614	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,018	3,916
コール・ローン	1,063,730	687,065
投資信託受益証券	37,302,505	26,208,538
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	38,391,237	26,919,562
資産合計	38,391,237	26,919,562
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,392	3,562
未払委託者報酬	39,133	25,857
その他未払費用	2,652	1,363
流動負債合計	47,177	30,782
負債合計	47,177	30,782
純資産の部		
元本等		
元本	48,738,912	34,420,533
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,394,852	△7,531,753
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	38,344,060	26,888,780
純資産合計	38,344,060	26,888,780
負債純資産合計	38,391,237	26,919,562

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	270	2,634
有価証券売買等損益	△1,918,829	△300,376
営業収益合計	△1,918,559	△297,742
営業費用		
支払利息	335	-
受託者報酬	14,126	8,461
委託者報酬	102,271	61,443
その他費用	2,660	1,363
営業費用合計	119,392	71,267
営業利益又は営業損失（△）	△2,037,951	△369,009
経常利益又は経常損失（△）	△2,037,951	△369,009
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,037,951	△369,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,529,584	△149,325
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△22,561,193	△10,394,852
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,383,280	5,022,671
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,383,280	5,022,671
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,708,572	1,939,888
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,708,572	1,939,888
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,394,852	△7,531,753

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	48,738,912口	34,420,533口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 10,394,852円	元本の欠損 7,531,753円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7867円 (1万口当たりの純資産額7,867円)	1口当たり純資産額 0.7812円 (1万口当たりの純資産額7,812円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△351,549円
親投資信託受益証券	△4円
合 計	△351,553円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△186,249円
親投資信託受益証券	59円
合 計	△186,190円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	112,962,239円	48,738,912円
期中追加設定元本額	12,405,160円	9,333,946円
期中一部解約元本額	76,628,487円	23,652,325円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	G I M先進国債券ファンド F（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	33,297,597	26,208,538	
	投資信託受益証券 小計		26,208,538	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			26,228,581	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	126,458	177,594
コール・ローン	26,807,617	31,159,558
投資信託受益証券	1,296,622,469	1,526,303,404
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	1,323,576,528	1,557,660,599
資産合計	1,323,576,528	1,557,660,599
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	171,556	196,593
未払委託者報酬	1,235,385	1,415,685
その他未払費用	57,788	69,123
流動負債合計	1,464,729	1,681,401
負債合計	1,464,729	1,681,401
純資産の部		
元本等		
元本	1,146,620,153	1,323,366,493
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	175,491,646	232,612,705
（分配準備積立金）	130,703,536	154,094,326
元本等合計	1,322,111,799	1,555,979,198
純資産合計	1,322,111,799	1,555,979,198
負債純資産合計	1,323,576,528	1,557,660,599

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	7,171	107,203
有価証券売買等損益	131,944,140	35,829,623
営業収益合計	131,951,311	35,936,826
営業費用		
支払利息	5,781	-
受託者報酬	289,754	385,024
委託者報酬	2,086,677	2,772,737
その他費用	58,204	69,123
営業費用合計	2,440,416	3,226,884
営業利益又は営業損失（△）	129,510,895	32,709,942
経常利益又は経常損失（△）	129,510,895	32,709,942
当期純利益又は当期純損失（△）	129,510,895	32,709,942
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,148,016	△1,386,361
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,591,639	175,491,646
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,400,062	38,653,317
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,400,062	38,653,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,862,934	15,628,561
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,862,934	15,628,561
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	175,491,646	232,612,705

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期	第4期
	(2024年7月31日現在)	(2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,146,620,153口	1,323,366,493口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1531円 (1万口当たりの純資産額11,531円)	1口当たり純資産額 1.1758円 (1万口当たりの純資産額11,758円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期	第4期
	自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,808円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（122,357,295円）、収益調整金（44,788,110円）、および分配準備積立金（8,344,433円）より、分配対象収益は175,491,646円（1万口当たり1,530.51円）ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（97,888円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（33,998,415円）、収益調整金（78,518,379円）、および分配準備積立金（119,998,023円）より、分配対象収益は232,612,705円（1万口当たり1,757.73円）ありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	126,043,435円
親投資信託受益証券	△4円
合 計	126,043,431円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	36,189,623円
親投資信託受益証券	59円
合 計	36,189,682円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	444,144,822円	1,146,620,153円
期中追加設定元本額	813,010,504円	280,064,145円
期中一部解約元本額	110,535,173円	103,317,805円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	G I M先進国債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,266,536,723	1,526,303,404	
	投資信託受益証券 小計		1,526,303,404	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			1,526,323,447	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,535	2,396
コール・ローン	749,473	420,457
投資信託受益証券	25,755,499	17,540,647
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	26,528,491	17,983,543
資産合計	26,528,491	17,983,543
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,631	2,590
未払委託者報酬	107,976	76,718
その他未払費用	2,082	967
流動負債合計	113,689	80,275
負債合計	113,689	80,275
純資産の部		
元本等		
元本	31,468,936	20,200,642
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,054,134	△2,297,374
（分配準備積立金）	906,884	1,084,657
元本等合計	26,414,802	17,903,268
純資産合計	26,414,802	17,903,268
負債純資産合計	26,528,491	17,983,543

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取配当金	960,201	697,430
受取利息	20	1,821
有価証券売買等損益	687,544	517,777
営業収益合計	1,647,765	1,217,028
営業費用		
支払利息	220	-
受託者報酬	9,263	5,943
委託者報酬	274,045	176,025
その他費用	2,082	967
営業費用合計	285,610	182,935
営業利益又は営業損失（△）	1,362,155	1,034,093
経常利益又は経常損失（△）	1,362,155	1,034,093
当期純利益又は当期純損失（△）	1,362,155	1,034,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	173,071	87,341
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,684,858	△5,054,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,600,988	1,812,118
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,600,988	1,812,118
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,159,348	2,110
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,159,348	2,110
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,054,134	△2,297,374

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	31,468,936口	20,200,642口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,054,134円	元本の欠損 2,297,374円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8394円 (1万口当たりの純資産額8,394円)	1口当たり純資産額 0.8863円 (1万口当たりの純資産額8,863円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 206,268円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 132,177円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（601,881円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（230,285円）、および分配準備積立金（305,003円）より、分配対象収益は1,137,169円（1万口当たり361.36円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（502,816円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（148,158円）、および分配準備積立金（581,841円）より、分配対象収益は1,232,815円（1万口当たり610.29円）であります。分配を行っておりません。
-------------	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	734,863円
親投資信託受益証券	△4円
合計	734,859円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	503,437円
親投資信託受益証券	59円
合計	503,496円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	59,421,485円	31,468,936円
期中追加設定元本額	10,339,754円	15,015円
期中一部解約元本額	38,292,303円	11,283,309円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ トラスト Ⅱ － ピムコ エマージング ボ ンド （エン・ヘッジド） インカ ム ファンド	2,872	17,540,647	
	投資信託受益証券 小計		17,540,647	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			17,560,690	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	77,799	268,710
コール・ローン	16,492,420	47,146,186
投資信託受益証券	1,276,398,228	1,520,652,254
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	1,292,988,431	1,568,087,193
資産合計	1,292,988,431	1,568,087,193
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,233,024	-
未払受託者報酬	163,290	189,886
未払委託者報酬	4,769,112	5,545,817
その他未払費用	66,386	66,449
流動負債合計	7,231,812	5,802,152
負債合計	7,231,812	5,802,152
純資産の部		
元本等		
元本	951,497,799	1,081,129,182
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	334,258,820	481,155,859
（分配準備積立金）	242,975,068	313,710,913
元本等合計	1,285,756,619	1,562,285,041
純資産合計	1,285,756,619	1,562,285,041
負債純資産合計	1,292,988,431	1,568,087,193

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取配当金	83,940,088	103,221,009
受取利息	7,743	113,705
有価証券売買等損益	134,779,203	7,773,076
営業収益合計	218,727,034	111,107,790
営業費用		
支払利息	4,679	-
受託者報酬	277,322	370,177
委託者報酬	8,100,094	10,811,834
その他費用	66,729	66,449
営業費用合計	8,448,824	11,248,460
営業利益又は営業損失（△）	210,278,210	99,859,330
経常利益又は経常損失（△）	210,278,210	99,859,330
当期純利益又は当期純損失（△）	210,278,210	99,859,330
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,394,845	△170,663
期首剰余金又は期首欠損金（△）	52,805,088	334,258,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,072,653	90,412,319
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,072,653	90,412,319
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,502,286	43,545,273
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,502,286	43,545,273
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	334,258,820	481,155,859

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	951,497,799口	1,081,129,182口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3513円 (1万口当たりの純資産額13,513円)	1口当たり純資産額 1.4450円 (1万口当たりの純資産額14,450円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 6,120,207円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 8,141,434円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（77,021,421円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（121,861,944円）、収益調整金（91,283,752円）、および分配準備積立金（44,091,703円）より、分配対象収益は334,258,820円（１万口当たり3,512.98円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（90,317,395円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（9,712,598円）、収益調整金（167,444,946円）、および分配準備積立金（213,680,920円）より、分配対象収益は481,155,859円（１万口当たり4,450.49円）であります。分配を行っておりません。
-------------	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	133,308,392円
親投資信託受益証券	△4円
合 計	133,308,388円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,230,198円
親投資信託受益証券	59円
合 計	11,230,257円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	500,181,463円	951,497,799円
期中追加設定元本額	538,376,403円	254,137,152円
期中一部解約元本額	87,060,067円	124,505,769円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ トラスト Ⅱ － ピムコ エマージング ボ ンド インカム ファンド	153,943	1,520,652,254	
	投資信託受益証券 小計		1,520,652,254	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			1,520,672,297	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・Jリートアクティブ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	58,747	75,111
コール・ローン	12,453,669	13,178,482
投資信託受益証券	399,939,468	591,634,854
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	1,423,407	126,690
流動資産合計	413,895,275	605,035,180
資産合計	413,895,275	605,035,180
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,809,072	126,740
未払受託者報酬	54,340	74,357
未払委託者報酬	391,512	535,590
その他未払費用	20,667	24,706
流動負債合計	2,275,591	761,393
負債合計	2,275,591	761,393
純資産の部		
元本等		
元本	471,830,698	611,586,143
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△60,211,014	△7,312,356
（分配準備積立金）	2,985,029	49,820,450
元本等合計	411,619,684	604,273,787
純資産合計	411,619,684	604,273,787
負債純資産合計	413,895,275	605,035,180

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	2,678	45,227
有価証券売買等損益	△23,937,395	70,644,635
営業収益合計	△23,934,717	70,689,862
営業費用		
支払利息	1,895	-
受託者報酬	104,132	138,178
委託者報酬	750,370	995,368
その他費用	20,733	24,706
営業費用合計	877,130	1,158,252
営業利益又は営業損失（△）	△24,811,847	69,531,610
経常利益又は経常損失（△）	△24,811,847	69,531,610
当期純利益又は当期純損失（△）	△24,811,847	69,531,610
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,306,713	570,969
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△23,509,829	△60,211,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,397,505	6,913,381
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,397,505	6,913,381
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,593,556	22,975,364
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,593,556	22,975,364
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△60,211,014	△7,312,356

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	471,830,698口	611,586,143口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 60,211,014円	元本の欠損 7,312,356円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8724円 (1万口当たりの純資産額8,724円)	1口当たり純資産額 0.9880円 (1万口当たりの純資産額9,880円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,453,382円）、および分配準備積立金（2,985,029円）より、分配対象収益は7,438,411円（1万口当たり157.65円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,575円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（47,062,047円）、収益調整金（6,927,838円）、および分配準備積立金（2,713,828円）より、分配対象収益は56,748,288円（1万口当たり927.89円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△22,014,044円
親投資信託受益証券	△4円
合計	△22,014,048円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	70,311,984円
親投資信託受益証券	59円
合計	70,312,043円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	340,835,562円	471,830,698円
期中追加設定元本額	189,783,340円	193,860,173円
期中一部解約元本額	58,788,204円	54,104,728円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン（適格機関投資家専用）	590,395,025	591,634,854	
	投資信託受益証券 小計		591,634,854	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			591,654,897	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,619	5,247
コール・ローン	1,403,085	920,576
投資信託受益証券	47,070,088	33,056,773
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	1,566,347	-
流動資産合計	50,066,123	34,002,639
資産合計	50,066,123	34,002,639
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,544,844	-
未払受託者報酬	7,051	4,740
未払委託者報酬	51,036	34,457
その他未払費用	3,668	1,708
流動負債合計	1,606,599	40,905
負債合計	1,606,599	40,905
純資産の部		
元本等		
元本	62,103,943	43,304,860
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△13,644,419	△9,343,126
（分配準備積立金）	98	2,057
元本等合計	48,459,524	33,961,734
純資産合計	48,459,524	33,961,734
負債純資産合計	50,066,123	34,002,639

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	292	3,458
有価証券売買等損益	1,850,220	584,883
営業収益合計	1,850,512	588,341
営業費用		
支払利息	298	-
受託者報酬	15,921	10,690
委託者報酬	115,085	77,563
その他費用	3,670	1,708
営業費用合計	134,974	89,961
営業利益又は営業損失（△）	1,715,538	498,380
経常利益又は経常損失（△）	1,715,538	498,380
当期純利益又は当期純損失（△）	1,715,538	498,380
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△343,457	340,877
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△22,287,949	△13,644,419
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,498,414	4,731,910
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,498,414	4,731,910
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,913,879	588,120
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,913,879	588,120
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△13,644,419	△9,343,126

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	62,103,943口	43,304,860口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 13,644,419円	元本の欠損 9,343,126円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.7803円 (1万口当たりの純資産額7,803円)	1口当たり純資産額 0.7842円 (1万口当たりの純資産額7,842円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（98円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は98円（1万口当たり0.02円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,993円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（64円）より、分配対象収益は2,057円（1万口当たり0.48円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,066,371円
親投資信託受益証券	△4円
合計	2,066,367円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	113,220円
親投資信託受益証券	59円
合計	113,279円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	90,071,524円	62,103,943円
期中追加設定元本額	9,634,941円	2,746,014円
期中一部解約元本額	37,602,522円	21,545,097円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMDAM／プリンシパルFOF s 用外国リートF・為替ヘッジあり (適格機関投資家限定)	40,630,253	33,056,773	
	投資信託受益証券 小計		33,056,773	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			33,076,816	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	58,385	84,366
コール・ローン	12,376,840	14,802,292
投資信託受益証券	589,905,689	599,992,993
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	602,360,898	614,899,694
資産合計	602,360,898	614,899,694
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	75,523	77,119
未払委託者報酬	544,054	555,545
その他未払費用	32,868	28,241
流動負債合計	652,445	660,905
負債合計	652,445	660,905
純資産の部		
元本等		
元本	483,646,577	485,888,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	118,061,876	128,349,907
（分配準備積立金）	101,724,192	92,285,289
元本等合計	601,708,453	614,238,789
純資産合計	601,708,453	614,238,789
負債純資産合計	602,360,898	614,899,694

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	3,220	49,261
有価証券売買等損益	103,729,460	11,601,838
営業収益合計	103,732,680	11,651,099
営業費用		
支払利息	2,416	-
受託者報酬	137,590	157,819
委託者報酬	991,165	1,136,861
その他費用	32,984	28,241
営業費用合計	1,164,155	1,322,921
営業利益又は営業損失（△）	102,568,525	10,328,178
経常利益又は経常損失（△）	102,568,525	10,328,178
当期純利益又は当期純損失（△）	102,568,525	10,328,178
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,387,500	806,445
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,801,245	118,061,876
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,430,277	24,119,438
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,430,277	24,119,438
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,350,671	23,353,140
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,350,671	23,353,140
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	118,061,876	128,349,907

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期	第4期
	(2024年7月31日現在)	(2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	483,646,577口	485,888,882口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2441円 (1万口当たりの純資産額12,441円)	1口当たり純資産額 1.2642円 (1万口当たりの純資産額12,642円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期	第4期
	自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(995円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(93,575,242円)、収益調整金(16,337,684円)、および分配準備積立金(8,147,955円)より、分配対象収益は118,061,876円(1万口当たり2,441.08円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(42,577円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(9,479,156円)、収益調整金(36,064,618円)、および分配準備積立金(82,763,556円)より、分配対象収益は128,349,907円(1万口当たり2,641.55円)ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	100,871,458円
親投資信託受益証券	△4円
合計	100,871,454円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,702,131円
親投資信託受益証券	59円
合計	9,702,190円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	384,961,782円	483,646,577円
期中追加設定元本額	146,528,626円	97,602,611円
期中一部解約元本額	47,843,831円	95,360,306円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	大和住銀／プリンシパルＦＯＦｓ用 外国リートＦ（適格機関投資家限定）	305,029,483	599,992,993	
	投資信託受益証券 小計		599,992,993	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			600,013,036	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,734,147	2,853,009
コール・ローン	367,618,455	500,571,853
投資信託受益証券	11,371,091,373	16,346,302,841
親投資信託受益証券	19,984	20,043
流動資産合計	11,740,463,959	16,849,747,746
資産合計	11,740,463,959	16,849,747,746
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,555,790	32,716,567
未払受託者報酬	1,381,840	2,109,265
未払委託者報酬	9,949,514	15,187,034
その他未払費用	602,790	712,014
流動負債合計	18,489,934	50,724,880
負債合計	18,489,934	50,724,880
純資産の部		
元本等		
元本	13,901,846,570	19,653,683,416
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,179,872,545	△2,854,660,550
（分配準備積立金）	-	1,350,661
元本等合計	11,721,974,025	16,799,022,866
純資産合計	11,721,974,025	16,799,022,866
負債純資産合計	11,740,463,959	16,849,747,746

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	94,331	1,503,140
有価証券売買等損益	△151,589,235	314,936,658
営業収益合計	△151,494,904	316,439,798
営業費用		
支払利息	58,690	-
受託者報酬	2,512,298	3,956,623
委託者報酬	18,089,064	28,488,243
その他費用	608,669	712,014
営業費用合計	21,268,721	33,156,880
営業利益又は営業損失（△）	△172,763,625	283,282,918
経常利益又は経常損失（△）	△172,763,625	283,282,918
当期純利益又は当期純損失（△）	△172,763,625	283,282,918
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,509,204	△12,641,490
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,221,279,082	△2,179,872,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	274,517,753	370,628,339
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	274,517,753	370,628,339
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,064,856,795	1,341,340,752
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,064,856,795	1,341,340,752
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,179,872,545	△2,854,660,550

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期
	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,901,846,570口	19,653,683,416口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 2,179,872,545円	元本の欠損 2,854,660,550円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8432円 (1万口当たりの純資産額8,432円)	1口当たり純資産額 0.8548円 (1万口当たりの純資産額8,548円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,350,661円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,350,661円（1万口当たり0.69円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△151,859,653円
親投資信託受益証券	△4円
合計	△151,859,657円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	323,766,561円
親投資信託受益証券	59円
合計	323,766,620円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	8,759,435,213円	13,901,846,570円
期中追加設定元本額	7,107,819,393円	8,066,510,732円
期中一部解約元本額	1,965,408,036円	2,314,673,886円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMDAM／FOF s用マルチ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	19,737,144,218	16,346,302,841	
	投資信託受益証券 小計		16,346,302,841	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			16,346,322,884	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (2024年 7月31日現在)	第4期 (2025年 7月31日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	247,181	423,206
コール・ローン	52,399,504	74,253,109
投資信託受益証券	2,194,630,518	2,480,384,997
親投資信託受益証券	19,984	20,043
未収入金	10,968,359	4,616,371
流動資産合計	2,258,265,546	2,559,697,726
資産合計	2,258,265,546	2,559,697,726
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,931,091	4,578,338
未払受託者報酬	294,569	346,912
未払委託者報酬	2,121,170	2,498,055
その他未払費用	139,940	121,754
流動負債合計	13,486,770	7,545,059
負債合計	13,486,770	7,545,059
純資産の部		
元本等		
元本	2,672,537,648	3,353,607,166
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△427,758,872	△801,454,499
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	2,244,778,776	2,552,152,667
純資産合計	2,244,778,776	2,552,152,667
負債純資産合計	2,258,265,546	2,559,697,726

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自 2023年 8月 1日 至 2024年 7月31日	第4期 自 2024年 8月 1日 至 2025年 7月31日
営業収益		
受取利息	16,064	224,948
有価証券売買等損益	△65,611,221	△228,720,451
営業収益合計	△65,595,157	△228,495,503
営業費用		
支払利息	14,341	-
受託者報酬	583,716	677,298
委託者報酬	4,203,371	4,877,063
その他費用	141,247	121,754
営業費用合計	4,942,675	5,676,115
営業利益又は営業損失（△）	△70,537,832	△234,171,618
経常利益又は経常損失（△）	△70,537,832	△234,171,618
当期純利益又は当期純損失（△）	△70,537,832	△234,171,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△14,321,917	△13,087,308
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△305,209,296	△427,758,872
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,913,302	54,272,024
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,913,302	54,272,024
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	129,246,963	206,883,341
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	129,246,963	206,883,341
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△427,758,872	△801,454,499

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,672,537,648口	3,353,607,166口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 427,758,872円	元本の欠損 801,454,499円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8399円 (1万口当たりの純資産額8,399円)	1口当たり純資産額 0.7610円 (1万口当たりの純資産額7,610円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第3期 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は0円（1万口当たり0.00円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第4期 (2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第3期（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△53,831,251円
親投資信託受益証券	△4円
合計	△53,831,255円

第4期（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△218,056,289円
親投資信託受益証券	59円
合計	△218,056,230円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第3期 (2024年7月31日現在)	第4期 (2025年7月31日現在)
期首元本額	2,341,266,098円	2,672,537,648円
期中追加設定元本額	799,019,544円	1,004,611,788円
期中一部解約元本額	467,747,994円	323,542,270円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,304,536,367	2,480,384,997	
	投資信託受益証券 小計		2,480,384,997	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	19,697	20,043	
	親投資信託受益証券 小計		20,043	
合 計			2,480,405,040	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「日興FWS・日本株クオリティ」、「日興FWS・日本株市場型アクティブ」、「日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・日本債アクティブ」、「日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・Jリートアクティブ」、「日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）」、「日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）」、「日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略」および「日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年7月31日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	9,952,086
コール・ローン	1,746,133,119
国債証券	2,898,275,400
特殊債券	399,926,600
未収利息	482,856
流動資産合計	5,054,770,061
資産合計	5,054,770,061
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,967,466,101
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	87,303,960
元本等合計	5,054,770,061
純資産合計	5,054,770,061
負債純資産合計	5,054,770,061

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,967,466,101口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0176円 (1万口当たりの純資産額10,176円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年7月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年7月31日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,316,760,836円
同期中における追加設定元本額	5,892,357,171円
同期中における一部解約元本額	6,241,651,906円
2025年7月31日現在の元本の内訳	
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
SMBCファンドラップ・J-REIT	984,252円
SMBCファンドラップ・G-REIT	93,018,163円
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円
DC日本国債プラス	918,675,883円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	27,486円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	550,473,667円
米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	352,400,782円

米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480円
合 計	4,967,466,101円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 5 1 国庫短期証券	1,000,000,000	999,781,000	
	1 2 5 7 国庫短期証券	500,000,000	499,693,500	
	1 2 9 8 国庫短期証券	400,000,000	399,666,400	
	1 3 1 5 国庫短期証券	500,000,000	499,652,500	
	1 3 2 1 国庫短期証券	500,000,000	499,482,000	
	国債証券 小計		2,898,275,400	
特殊債券	3 0 政保政策投資C	200,000,000	199,982,800	
	2 5 8 政保道路機構	200,000,000	199,943,800	
	特殊債券 小計		399,926,600	
合 計			3,298,202,000	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興FWS・日本株クオリティ

2025年7月31日現在

I 資産総額	2,400,016,011円
II 負債総額	2,566,938円
III 純資産総額（I－II）	2,397,449,073円
IV 発行済口数	2,132,430,833口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1243円 (11,243円)

日興FWS・日本株市場型アクティブ

2025年7月31日現在

I 資産総額	2,959,921,110円
II 負債総額	3,085,310円
III 純資産総額（I－II）	2,956,835,800円
IV 発行済口数	1,791,645,687口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.6503円 (16,503円)

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

I 資産総額	257,809,915円
II 負債総額	305,101円
III 純資産総額（I－II）	257,504,814円
IV 発行済口数	259,290,206口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.9931円 (9,931円)

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

I 資産総額	3,474,678,188円
II 負債総額	3,654,697円
III 純資産総額（I－II）	3,471,023,491円
IV 発行済口数	2,243,313,780口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.5473円 (15,473円)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

I 資産総額	357,872,577円
II 負債総額	385,679円
III 純資産総額（I－II）	357,486,898円
IV 発行済口数	306,036,615口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1681円 (11,681円)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

I 資産総額	8,141,149,479円
II 負債総額	8,614,756円
III 純資産総額（I－II）	8,132,534,723円
IV 発行済口数	4,717,789,959口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.7238円 (17,238円)

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

I 資産総額	174,047,870円
II 負債総額	329,404円
III 純資産総額（I－II）	173,718,466円
IV 発行済口数	209,674,558口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.8285円 (8,285円)

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

I 資産総額	2,198,240,619円
II 負債総額	2,266,586円
III 純資産総額（I－II）	2,195,974,033円
IV 発行済口数	1,698,749,405口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.2927円 (12,927円)

日興FWS・日本債アクティブ

2025年7月31日現在

I 資産総額	4,387,653,394円
II 負債総額	4,986,081円
III 純資産総額（I－II）	4,382,667,313円
IV 発行済口数	4,848,405,154口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.9039円 (9,039円)

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

I 資産総額	26,919,562円
II 負債総額	30,782円
III 純資産総額（I－II）	26,888,780円
IV 発行済口数	34,420,533口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.7812円 (7,812円)

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

I 資産総額	1,557,660,599円
II 負債総額	1,681,401円
III 純資産総額（I－II）	1,555,979,198円
IV 発行済口数	1,323,366,493口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.1758円 (11,758円)

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

I 資産総額	17,983,543円
II 負債総額	80,275円
III 純資産総額（I－II）	17,903,268円
IV 発行済口数	20,200,642口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.8863円 (8,863円)

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

I 資産総額	1,568,087,193円
II 負債総額	5,802,152円
III 純資産総額（I－II）	1,562,285,041円
IV 発行済口数	1,081,129,182口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.4450円 (14,450円)

日興FWS・Jリートアクティブ

2025年7月31日現在

I 資産総額	605,035,180円
II 負債総額	761,393円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	604,273,787円
Ⅳ 発行済口数	611,586,143口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.9880円 (9,880円)

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

2025年7月31日現在

Ⅰ 資産総額	34,002,639円
Ⅱ 負債総額	40,905円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	33,961,734円
Ⅳ 発行済口数	43,304,860口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.7842円 (7,842円)

日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

2025年7月31日現在

Ⅰ 資産総額	614,899,694円
Ⅱ 負債総額	660,905円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	614,238,789円
Ⅳ 発行済口数	485,888,882口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	1.2642円 (12,642円)

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

2025年7月31日現在

Ⅰ 資産総額	16,849,747,746円
Ⅱ 負債総額	50,724,880円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,799,022,866円
Ⅳ 発行済口数	19,653,683,416口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.8548円 (8,548円)

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

2025年7月31日現在

Ⅰ 資産総額	2,559,697,726円
Ⅱ 負債総額	7,545,059円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,552,152,667円
Ⅳ 発行済口数	3,353,607,166口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （１万口当たり純資産額）	0.7610円 (7,610円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年7月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

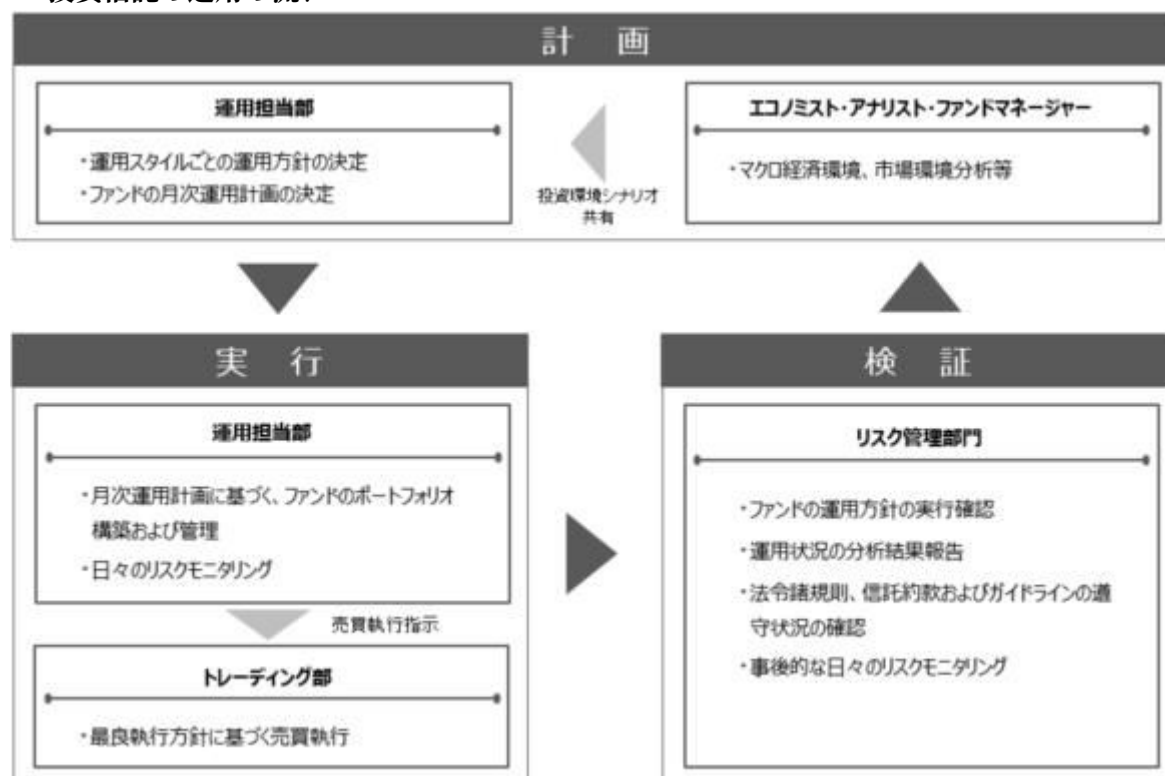
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	654	13,941,727
単位型株式投資信託	75	622,036
追加型公社債投資信託	1	22,794
単位型公社債投資信託	123	184,471
合 計	853	14,771,029

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177

営業利益	6,371,877	10,392,045
------	-----------	------------

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②其他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	－千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載していません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャ ルグループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア 州ウィ ルミント ン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	— %	—	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - （イ）定款の変更
該当ありません。
 - （ロ）その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - （イ）名称 三井住友信託銀行株式会社

- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

- (イ) 名称 ピムコジャパンリミテッド
 (ロ) 資本金の額 13,412千米ドル（2025年3月末現在）
 (ハ) 事業の内容 金融商品取引法に基づき投資運用業等を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）および日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3 【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3 【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に

はその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
 - 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
 - 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
 - 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株クオリティの2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・日本株クオリティの2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本株市場型アクティブの2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・日本株市場型アクティブの2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・日本債アクティブの2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・日本債アクティブの2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Jリートアクティブの2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Jリートアクティブの2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月8日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略の2024年8月1日から2025年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略の2025年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。